

第四百十三回国会
衆議院

金融安定化に関する特別委員会議録 第十五号

平成十年九月十四日(月曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸晃君

理事 村田 吉隆君

理事 山本 有二君

理事 中野 寛成君

理事 谷口 隆義君

理事 安倍 晋三君

理事 伊吹 文明君

理事 大石 秀政君

理事 岸本 光造君

理事 小林 多門君

理事 桜井 郁三君

理事 津島 雄二君

理事 蓮美 進君

理事 宮本 一三君

理事 山本 幸三君

理事 渡辺 喜美君

理事 生方 幸夫君

理事 海江田万里君

理事 北村 哲男君

理事 石井 啓一君

理事 大口 善徳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 西田 猛君

理事 春名 真章君

理事 濱田 健一君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

國務大臣 (内閣官房長官) 野中 広務君

國務大臣 (経済企画庁長官) 堺屋 太一君

出席政府委員

内閣審議官 白須 光美君

経済企画庁調整局長 河出 英治君

経済企画庁調査局長 新保 生二君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁検査部長 五味 廣文君

金融監督庁監督部長 乾 文男君

大蔵大臣官房長 溝口善兵衛君

大蔵大臣官房総務審議官 武藤 敏郎君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省金融企画局長 伏屋 和彦君

大蔵省国際局長 黒田 東彦君

通商産業大臣官房審議官 岡本 巖君

建設省都市局長 山本 正堯君

自治省税務局長 成瀬 宣孝君

委員外の出席者

議員 枝野 幸男君

議員 古川 元久君

議員 石井 啓一君

議員 西川 知雄君

議員 鈴木 淑夫君

議員 佐々木憲昭君

議員 吉井 英勝君

議員 榎木 竜三君

参事 (預金保険機構理事長) 松田 昇君

参事 (金融危機管理審議会委員) 佐々波楊子君

参事 (日本銀行総裁) 速水 優君

衆議院調査局金融安定化に関する特別調査室長 藤井 保憲君

委員の異動
九月十四日

愛知 和男君

大野 松茂君

大野 功統君

河村 建夫君

倉成 正和君

砂田 圭佑君

山本 公一君

吉田六左門君

岡田 克也君

仙谷 由人君

木島日出夫君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案(内閣提出第一号)
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)
債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出、衆法第一号)
金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第二号)
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆法第三号)
特定競売手続における現況調査及び評価等の特別に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出、衆法第四号)
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第五号)
金融再生委員会設置法案(菅直人君外十二名提出、衆法第六号)
預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第七号)
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第八号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等

が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、各案中、保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案に対し、北村哲男君外二名から、民主党、平和・改革及び自由党の三派共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。北村哲男君。

債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○北村哲男委員 私は、提出者を代表して、民主党、平和・改革、自由党共同提案に係る修正案について御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりでありますので、案文の朗読は省略いたします。

破綻金融機関の不良債権処理は、私も三党派提案に係る整理回収機構(日本版RTC)によって対処することを基本とすべきであり、中長期的には、サビサビの必要性も認めるところであります。したが、今回の立法は、現下の金融不良債権の早期処理に限定した立法とすべきであると考えらるものであります。

したがって、私どもは、原案の立法目的及び取扱債権の範囲を限定するとともに、悪質な取り立て行為を防止し、債権者の人権を擁護するための業務規制及び罰則の強化を行うなど、より限定的

なサビサビの導入を提案するものであり、修正案の主な内容は次のとおりであります。

第一に、本法の立法目的が、金融機関等の不良債権処理が喫緊の課題となっている状況に対応するためのものであることを明記することとしております。

第二に、サビサビが取り扱うことができる債権のうち、リース・クレジット債権、貸金業者が有する貸付債権等は削除することとし、金融機関が有する貸付債権のみを取り扱うことができることとしております。

なお、金融機関と并列に扱われるべき、整理回収機構(日本版RTC)、信用金庫連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用事業を行う協同組合連合会・農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会その他が有する貸付債権を取扱債権に加えることとしております。

第三に、法務大臣の承認により所定の業務以外の業務を行うことができるとする規定を削除することとしております。

第四に、悪質な取り立て行為を防止するため、利息制限法が定める利息制限額を超える利息を伴う債務等については、その履行を要求することを禁止する、偽りその他不正の手段を用いることを禁止する等業務規制の項目を追加するとともに、暴力団員等の使用、虚偽広告等について罰則を新設することとしております。

第五に、法律施行後五年を目途として、実施状況等を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずることとしております。

以上が、修正案の趣旨であります。何とぞ、修正案に御賛同くださいますようお願いいたします。

○相沢委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○相沢委員長 これより各案及び修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤達也君。

○伊藤(達也)委員 貴重なお時間をいただきまして質問をさせていただきます。伊藤達也でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

今もサビサビ法の修正案が野党から提案をされたわけですが、今日までこの委員会でも、大変充実した、そして真剣な議論が続いているわけでありまして、そして、今回のこの金融の問題について政治がどのような形で答えを出しているのか、その山場を今迎えようとしております。

そういう意味では、私もこの国会に所属をする人間として、またこの委員会に所属をさせていただいている人間として、何としてもこの委員会、いろいろな充実した提案も出ております、またいろいろな問題意識も指摘をされているわけでありまして、そういうものを生かして成果をまとめなければいけない、そういう思いを持ちながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

私の質問は、基本的な問題そして総論的な部分についてぜひ両大臣を中心に質疑をさせていただければと思います。

まず初めに、連休の谷間と申しますか、大変お忙しいところ、御無理を申し上げますが、御出席をいただきました界屋長官にお伺いをさせていただきます。

界屋経済企画庁長官は、就任以来、大変率直に、わかりやすく今の日本の経済の問題について語っていただいているというふうに思います。しかし、今日の日本の経済の実態、先週の金曜日にも国民所得の統計の速報値が発表されたわけでありまして、その内容を見ても大変厳しいものがございます。

バブルが崩壊してから今日まで、幾つもの連立政権あるいは政権において、あらゆる経済対策についての政策の出動というものを私はやってきたのではないかと今思っています。財政出動についても、緊急経済対策ということでも八十兆円以

上にも上る財政措置をしてまいりました。また金利政策についても、これはもうこれ以上下げられるのかというぐらいい金利を下げてきたわけでありまして。

そういう意味では、財政政策、金融政策、両方のあらん限りの力を使って今日までやってきたわけでありまして、なかなか今のこの厳しい経済状況から脱却することができない。これは、ある意味では何か構造的な問題にはまり込んでしまっているのではないかと、そういう問題意識も持たざるを得ないわけでありまして。

そういう意味では、先週新しい統計が出たということも踏まえて、経済企画庁長官としての、今現在のこの経済の状況がどうなっているのだ、そしてこの状況からどういう形で、力強い取り組みをしながら、日本の経済というものを再生していかなければいけないのか、その問題意識についてお伺いできればというふうに思います。

○界屋国務大臣 まず、現在の経済状況でございますけれども、我が国の経済状況は、残念ながら極めて厳しい状況にあります。

需要項目を一つずつ見てみますと、個人消費は極めて低調であります。これは、個人の収入が減少している上にマインドが冷え込みまして、非常に財布のひもががたいという状況が続いているからです。住宅建設は、マンションを中心に一段と低下してしまいました。設備投資は、特に中小企業において減少が著しくございまして、二けたの減退が起きているという状況です。いつもでございますが、日本の不況はまず輸出から回復するということが多かったのですが、今は、欧米向けはまずまず好調でございますけれども、アジア向けが非常にアジア経済の停滞で悪いものですから、やっとな横ばいという程度の状況でございます。

特に憂慮すべきところは雇用問題だと私は考えております。雇用総数が減少しております。しかも解雇される人、つまり、職場の事情、仕事の事情で心ならずも職場を離れるという人の数がふ

えております。最近、七月の統計でわずかなばかり完全失業率が改善したわけでございますけれども、これは雇用数が減っておりますから、就職活動をあきらめた人がふえたのじやないか。家事労働とか家事手伝いとか、あるいは大学院に再入学するとか、そういう形の人がふえたのじやないかという気がしております。

こうした中で目下御審議いただいております金融市場の問題、これが経済の先行きを非常に不透明にしていると思ひます。

以上のような形で、現在の経済は極めて厳しい状況が続いていると認識しております。

○伊藤(達)委員 それに対してどういう処方せんを描いていくかということが極めて重要であるわけでありまして、私自身、この委員会でもいろいろ議論になっておりますけれども、今やはり資産デフレのマイナスの強烈な影響というものを物すごく受けているように思ひます。

今長官からもお話がございましたように、逆資産効果とでもいうんでしょうか、個人の消費が非常に低迷をしている、また中小企業を中心に、設備投資についても非常に減退をしている、こういう状況があります。

もう一つは、貸し渋りの問題。これも資産デフレの大きな影響が貸し渋りにつながっているということを言わざるを得ないわけでありまして、これはバブルのときから比べて今日まで、株式そして土地を合わせると大体一千兆円近い減価が起きている、その影響をもうに受けているわけでございます。

その中で、この貸し渋りの問題についても、一体どうするんだという議論が今こどもも真剣に行われているわけでありまして、もう一度長官にお伺いしたいのは、この貸し渋りがどうして起きてしまっているのか、そしてこれを解消するためには何をしなければいけないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○堺屋(國務大臣) お尋ねのバブル後遺症、これによりまして資産デフレというのはかなり強烈なものでござい

ます。

株式でいいますと、平均株価が一番高かった一九八九年の大納会には三万八千九百十五円しておりました。それが最近では一万四千円前後ということでございますから、略々三分の一になったというような下落でございます。東京証券取引所の時価総額で見ますと、六百六十兆円のものが二百数十兆円になっているというような状況でございますから、確かに大きな資産デフレがあります。

また、土地につきましては、全体としては割合比率が少ない数字が出ておりますが、取引の対象になっていくような商業地域、住宅地域につきましてはかなり大きな下落でございます。仰せのように、千百兆円ぐらゐの資産デフレが起っております。

こういったことが経済の不況に幾つかの面で影響をしております。

まず第一には、資産が減ったということで家計の非常な冷え込みが起っております。これはどの程度かというのはいろいろ経済の専門家の間でも議論があるわけですが、確かに資産が減ったことが消費のマイナスを引き締めて消費低迷に陥っている。これが第一にあります。

二番目には、資産が減ったことによつて担保価値が下がったものですから、特に中小企業などはそれでお金が借りられなくなっているという問題があります。従来十億円の土地を担保に入れて七億円の借りていたのが、五億円の土地の価格になると、銀行は返せと言つてまいりますから、担保割れという現象が起つています。銀行の側に言わすと、これは貸し渋りじやなしに担保割れだから貸せないんだ、こういうことになります。

そして三番目には、やはり銀行自体の資産の縮小によつて仰せのとおり貸し渋り現象、これは確かに存在すると認識しております。

したがつて、こういったことを解決するために、家計のマイナスを将来に対して信頼を持たずということが第一でございます。同時に、あわせ

て保証制度その他で中小企業の投資マイナスを拡大していく。

そして中長期的には、やはり日本経済が発展するんだという確信を持たないと、今直前のことだけでは解決できない。したがつて、十六兆円の対策とか十兆円の追加予算とか七兆円の減税とかいうこととあわせて、またこの保証制度とあわせて、中長期的に日本経済が成長するという確信を持たすような政策をとりたい。これを小沢内閣では経済戦略会議で今練つておるところでございます。近く次々と対策を出していきたいと考えております。

○伊藤(達)委員 今、問題の分析、そして処方せんについてお話があったわけでありまして、そこで、大蔵大臣にお伺いをさせていただきますかと思ひます。

今、問題分析の三番目の中に、銀行の体力というものが相当落ちてきているという指摘がございました。この点について、予防的な措置も含めてお伺いをさせていただきますか。

実は私の手元には、ある試算がございます。これは、ちよつと銀行の個別名が入っているものですが、それは伏せて少しこの試算を御紹介させていただきます。これは、大手十八行の銀行の体力はどれぐらゐあるかということについて、ある証券会社が試算をいたしました。その前提が、為替レートが一ドルが百五十円だった場合、そして日経平均株価が一萬五千元、そしてさらに、各行が住友銀行と同じ不良債権の七・五・八％を債権償却特別勘定に積み、そして積み増した分はすべて赤字になつて自己資本を減少させる、こういう仮定の中での試算であります。

これを見てもみますと、自己資本比率が八％を超える銀行というのはたつた八行しかございませぬ。そして六％台が長銀も含めて四行、そして四％台が何と二行出るといふことになっております。これはあくまでも仮定でありまして、今厳し

い株価の状況でもありますし、これは相当に銀行の体力が傷んでいるといふことは明らかになつて

いるだらうというふうに思ひますし、またもう一方で、銀行それぞれの間の体力の格差も広がつていふといふふうにこれは言わざるを得ないのではないかとこのように思ひます。

これは、この委員会でも指摘をされているんですが、やはり日本の銀行の自己資本というものが、純粋な自己資本というものが欧米の銀行に比べてやはり決定的に劣っている面がある。そして、日本の銀行のこれは構造的な問題でありますけれども、株式市場と日本の銀行システムというものがある意味では直結をしている部分がありまして、その問題が、景気が悪くなつて株価が落ちると、自己資本に直撃をしよう、そのことによつて銀行は自己防衛をせざるを得なくなつて資金回収に入らざるを得ない、こういう悪循環の中に陥りつづつあるということが私は言えるのではないかとこのように思ひます。

そうしますと、銀行の体力を回復していくにはどうしたらいいかという問題と、それとも一つ、これだけ銀行の体力の格差が出てしまつていふんだから、その格差を認めながらどういふふうに対処していかなければいけないかという問題を、二つに分けるを得ないような厳しい状況に私は一方で直面をしているのではないかとこのように思ひます。

特に、この春、政府は大手銀行に対して資本注入をいたしました。その後の様子を見てみると、やはり銀行の経営者もつと厳しい認識を持つて対応をしていかないと、せっかく資本を充実させていくんだといふことでの施策を打つたわけでありまして、残念ながら今現在はその効果が十分に出ていないわけでありまして。逆に体力の格差というものが広がつてしまつていふ。この部分を一体どういふふうにかえながら問題の解決をしていくのかといふことを、やはり真剣に議論をしていく。

今、与野党協議の中でもその部分についていろいろ議論がなされているわけでありまして、この点について、非常に難しい面があるかと思

いますけれども、大蔵大臣のその問題意識の一端をお披露いただければなというふうに思っております。

特に 本会議におきまして津島先生が、予防的見地からも、公的管理というものも含めて、この体力の弱っている銀行に対して何らかの措置をする必要があるのではないか、こういう提案も幾つか、アメリカの例も引きながらされているというふうに思います。そういうことも踏まえて、少しお話をいただくことができればと思います。

○宮澤國務大臣 大変難しい。しかも根本的な問題でございますので、短い時間でお答えできないかもしれないと思ひますけれども。

基本的には、長いこと大蔵省がやつてまいりました。いゆる護送船方式というような行政、しかも金融は国際的な自由化もおくれましたので、比較的最近まで、殊に銀行でございしますが、銀行間の競争というものは事実上存在しないばかりでなく、競争に勝とうというような意識も経営者としては持たないで済む。持たないで済むということとは、そこに極限的な責任感は余り高くないというところでございます。

自分の銀行は大いにいい銀行だから、ひとつ隣の銀行を抜いてでも頑張ろうというようなことは、護送船団方式のもとにおいては余り友好的な行爲でないというふうに見られますから、本当は強いところも余り強い顔もせずにつき合いをするというような、ぬるま湯と申しますか、そういうことが随分長いこと続いてまいりました。

たまたまブラザ合意という出来事がございまして、このころは日本の銀行はみんな資本的には十きゆうございますから、世界の十指に、十本の指で全部なんということもございましたけれどもしかし、その後には御承知のようなことがありまして、全く今、今昔の感があるような現状でございます。

しかし、最近になりまして、そういうことは許されない、国際的にも自由化が行われましたし、国内にも銀行行政が根本的に批判をされること

になりましたので、ここに來て初めて、金融機関が自己の責任で競争しなければならぬ、場合によつては落後するかもしれない、そういう精神が、ようやく生まれてまいりましたし、また外国からも、殊にインベストメントバンクはそうでございませうけれども、たくさん入つてきまして、その人たちとも競争しなければならぬ、こういう状況に今ようやくなつてきたというふうに私は思つております。

いわゆるビッグバンというものと不良債権の処理というものが同じ時点で起こったということとは、実は、非常に不幸と申しますか、問題を難しくしております。本来、政府が銀行に金をつぎ込むなどということは自慢できることではございません。しかし、全体的な金融システムの不信が生まれたということで、やむを得ずあいうこととをやっておるわけでございまして、突っ放した立場から見れば、こんなのは、どうも随分温情主義だと、外から見れば言われるかもしれません。しかし、日本の銀行がすべてジャパン・プレミアムを払っているような今の時代には、これはどうしてもシステムの信用を回復するためにやむを得なかったというふうに思います。

ですから、これは本来の、銀行が自分でかち取つて競争しなければならぬという問題からいいますと、ちよつと逆のことをやっているに近いところがございます、こういう体制を何とか早く脱却して、本當に銀行が自由競争でやる。そのかわり、それはやはりだんだん特化するかもしれない。リテールバンクもあり、ユニバーサルバンクもあり、あるいはインベストメントバンクもやがて生まれるかもしれない。そういうふうな自分の、あるいは地方銀行は地方の自分のお客様、そういうふうになっていく今過程にあるのだらう。

早くこの不良債権の処理を終わらしまして、文字どおり、どこへ行っても競争できるような体質の強い金融機関が生まれなければならない。また行政は、それを妨げるようなことをしてはいけません。

んし、そのかわり、しかしその競争から生まれやすいいろいろな欠点についての検査、監査等は厳しくしなければならぬ、そういうことになっていかなければならないと思っております。

○伊藤(達)委員 どうもありがとうございます。

続いて、もう一度経済企画庁長官にお尋ねをしたいことがあります。

これはもう一度戻つて、貸し渋りの問題とも関係することなのですが、今非常に金利が低いですね。この低い金利の中で、いい企業と悪い企業を分けていくことは非常に難しい。悪意の債権は何か、不健全な債権は何なのかということを見つけるのは非常に難しい点があるのだと思うのです。

しかし、これを分けてやっていいかないと、これは幾ら保証協会を拡充して保証を拡充しても、あるいは政府系金融機関に多くのお金をつけても、そのことによつてまた新たなモラルハザードを引き起こしてしまふところがある。したがって、この部分について新たなやはり知恵を出していかなければいけないという面はあろうかと思うのですね。実は、長官の所管外ではあるのですけれども、そのことについて長官なりの何かアイデアなんでしょうか。あるいはお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それともう一点は、いい債権でもなく悪い債権でもなく、いい企業でなく悪い企業でなく、その灰色部分の処理が非常に難しい。例えば、拓銀が倒れて北洋銀行がこの受け皿銀行になった、そして第二分類の問題について、これは今いろいろ作業をしているわけですね。今のところはその中の三分の一についてはその債権を引き取ることはできませんよ、こういうことを今言っているわけがあります。

これを分類していくに当たって、北洋銀行としては三つの条件というものを出した。一つは三年以内に再建ができること、二つ目は他行の協調融資というものができると、三番目には道内の當

業基盤というものがしっかりあること。この中で二番目の問題に引がかかってしまっただけなかなかの債権の引き取りができない。そしてこの部分については、極めて中堅規模、下請の多い企業が入っているという問題があります。

「この部分を實際どうして対処していくのか」という答えはまだ十分に見つけ出されていないような気がするのです。その部分も含めて長官の考えをお伺いできればと思います。

○**堺屋屋務大臣** 大変難しい御質問でございます。といいますのは、各企業をいい企業か悪い企業か、善意にして健全な企業が悪意にして不健全な企業が、これを見分けることはまさに金融事業そのものなんですね。

日本でも外国でもそうなのですが、ある時期まで、例えば日本でいいますと一九六〇年代にはまさにそういうことを銀行がやっていた。そのおかげでソニーとか京セラとかいう新しい事業がどんどん成長したのだらうと思うのです。

ところが、ある段階から日本の金融機関は担保主義になりまして、担保評価能力はあるけれども事業審査能力はない。事業審査しなくても、土地担保さえしつかりしていたらこれは必ず上がるから、もう事業審査とか人物審査しないでもいいという時代が起こつたのですね。その担保であった土地があるいは株式が下落したものですから、今やどれが信用できるのか、そういう能力を失つてしまつた。これが日本の金融機関の今直面している深刻な問題だと思います。

明らかにいい企業というのは、これはだれが見てもわかる。明らかに悪い企業もわかる。真ん中の企業について、担保はないけれども計画はしっかりしているとか、あるいは担保はあるけれども今は赤字だとか、こういう企業をどう見分けるかというのはいくす・バイ・ケースでいろいろだと思えます。

私どもも、北海道の方に職員を派遣いたしまして、今御指摘の旧北海道拓殖銀行の取引先を北洋銀行がどのように受けとめているか、いろいろと

調査もいたしました。御指摘のとおり、三年以内に立ち直るといふか確実には黒字になるといふ見込み、これもなかなか、どうすればその見込みが立つか、問題が非常に難しいところがあります。

それから、他行との協調というのは、北海道に限られているところは難しいものですから、北海道以外でも事業をしているところは他行との協調というように言っておりますが、この他行の審査がまたどういう状態になっているか、これはそう簡単には教えてくれませんから非常に難しいところがあると思います。

こういう長い連鎖が、一つがつぶれるとそのまた先が、納入業者とか下請業者に影響する、それがあつたから、危ないと思つたら買い渋りどころか売り渋りが起こってくる、これが金融の大変恐ろしいところなんです。

だから、ぜひとも、この金融政策については早い機会に社会的コストが最低になるような方法を国会の先生方に選んでいただきたい。経済企画庁といつたしましても、それを切に期待しているところでございます。

○伊藤(達)委員 今長官からお話がありましたように、この金融の問題や貸し渋りの問題を見てみますと、やはり日本の場合には、本当の意味での金融機能というものがあつたかというのを思わざるを得ない。今長官がお触れになられましたように、安全第一と称して日本の銀行は担保主義に走つてきた。そのことによって、実はこれだけ膨大な不良債権というものを発生させてしまった。その過程の中で、本当は事業を審査する能力を持たなければいけないわけですが、その能力を磨くこともやめていつたわけでありました。

実はこの委員会、長銀のノンバンクの経営者の方にも来ていただいて、参考人招致をさせていただきました。その中の一行は、自分のところはベンチャーキャピタルをやっているのだ、こういうお話をされたわけでありました。私も実は、大変私ごとになりますが、今政治家の仕事をする前

に、実はちよつとビザ屋の仕事をしていまして、その前に、アメリカのベンチャーキャピタリストと組んで、アメリカのベンチャーが持つ技術と、そして日本の持つ技術、そして経営資源というものを合わせてジョイントベンチャーをつくることのできないか、そういう仕事をしたことがあります。

そのときに、アメリカのベンチャーを連れてきて、日本の銀行、長銀さんのそのノンバンクも行きました。しかし、ここにはその事業をやはり審査する能力がもう決定的に欠けているわけですね。そういう能力をつけていくことを、これは非常に、中期的なことではなくて、相当地な勢いで日本の金融の世界の中にやはり打ち立てていかなければいけない。

それと、これに関連することではありますが、やはり日本の場合には金融のあり方が非常に単純過ぎる。もつとマルチのチャンネルをこれはつくつていかなければいけない。これは、大蔵大臣もその点については少しお話しになられているところでありまして、アメリカの場合には、保険原理に基づいて中小企業にお金を直接貸し出す仕組みもあるわけですね。やはりそういう市場をつくり上げていくというのをしつかりやっていかないと、この問題についての根本的な解決にはならないのではないか、そういう課題に直面をしているというふうに思います。

引き続きまして、次の問題に移らせていただきます。これは、当委員会の中でも一番議論になっているところではないかと思うのですが、検査監督機能の強化の問題であります。

監督庁長官、お見えであると思いますが、この委員会でも、長官に対していろいろな要望もあり、もつとしっかりとした検査をやつて、そして情報開示をしてくれ、こういうことが繰り返して述べられているわけでありまして、金融監督庁という組織を預かる長官として、本当に国民の期待やあるいは国会の期待にこたえるために、私は、さら

なる組織の充実、あるいは別の意味の、組織を機能させていくミクロ的な見地からの工夫というものが必要ではないかというふうに思いますが、その点について長官のお考えがあれば、お伺いをしたいと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

金融監督庁が六月二十二日に発足をいたしましたときには、現下の大変厳しい公務員定員事情の中でお認めいただいた定員の中で発足させていただきました。しかし、到底その陣容では今検査の人員が不足だということで、この八月の末に機構、定員の要求の際にも五〇%の人員増をお願いしているところでございます。

ただ、ただいま委員御指摘がありましたように、銀行にその審査能力が欠けているということと同じように、単に人をふやしただけで果たして本当の意味での検査監督ができるかということも考へております。そういう意味で、私も、仮にお認めいただいた約五〇%の人員増につきましても、可能な限り検査監督のノウハウを有する、そういう人材を広く、官のみならず民間にも求めていきたいというふうに考へております。

そういう意味で、現在、発足に当たりましては公認会計士の資格を有する方に五名来ていただいて検査官として採用しているところでありますけれども、やはりこういう視点で将来はこの検査監督の充実をこれから図っていくに對しましてもなかなか対応できないのではないかと考へているところでございます。

○伊藤(達)委員 持ち時間が参りましたので、最後に一問だけ大蔵大臣にお答えをいただければと思うのですが、やはり法律的な壁もあるような気がするのです。例えばノンバンクの問題についても、今の銀行法上は監督庁がその中に検査に入れませんよね。そういう意味では、やはり銀行法等の改正も含めて、検査のあり方というものを強化していく、そのことにも踏み込んでいく必要が

あるように思うのですが、その点、一点最後にお伺いをさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮澤国務大臣 法律のことになりますと、私が申し上げたいかどうか、ちよつとわからない点もございすけれども、今、伊藤委員がおっしゃいましたように、ここで背景が大変大きく変わつてまいりますので、それに関連するものもろの行政もやはり大きく見直しをしなければならぬということ、おっしゃるようにもう明らかだと私は思つております。

○伊藤(達)委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて伊藤君の質疑は終了いたしました。

次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史と申します。大蔵大臣、私はこの金融特のメンバーではないのですが、きょうは特にお許しをいただいて質問するお時間をいただきました。大臣は、私が生まれる前からずっと政治家をしていらつしやうて、知識、経験、大変に高いものをお持ちでいらつしやうと尊敬をいたしておりますので、きょうはよろしくお願ひを申し上げます。

実は、私は学校を出まして、銀行に一時勤めておりました。しかし、学生時代は大変にふまじめな学生だったものですから、いい銀行には就職できずに、中々いい銀行の、しかも地方の支店でもどぶ板を踏んで預金集めをし融資をしていたのですが、自分で言うのもなんですけれども、大変優秀な営業マンで、預金を集めたり貸し金をしたりますのは私は物すごく得意だったのです。

実は、こういう私も、大学を出たときに、いい銀行に入りたいなと思つたのです。そのときに、やはり日本長期信用銀行にも一応は会社訪問に行きました。長銀に行つてびっくりしたのは、白いスーツを着たすごい格好の長銀マンが、白いスーツですよ、銀行員が当時白いスーツを着ていたのです、もう十五、六年前ですけども、白

に私どもは承知しているわけでございます。

○川内委員 いや、だから私が申し上げているのは、今までの長銀の検査結果を通じて、金融監督庁として、過少資本にはなるかもしれないけれども、そしてまた、経営的に非常に厳しい状況に置かれてはいるかもしれないが、それは、長銀が住信と合併したいと思うのは長銀が勝手に思うことであって、国がそれに対して、合併のための過少資本を補うための公的資金をどうしたらこうたらと、まだこの時点で言う必要はないのではないかと。経営の努力をしたらどうかと。過少資本ではあってもまだまだ十分、すぐ現金化できる有価証券なども四兆円ほどバランスシートを見れば持っているわけですから、資金繰りにはとりあえず困らないというところであれば、まあとりあえず頑張れば、行けるところまで行ってみたらどうかというふうなことを言ったらどうですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

私も金融監督庁といたしましては、この合併は我が国の金融システムの安定に資するということが前提にございます。長銀の自己資本の充実が改善されませんと、我が国における金融の機能全体に対する内外の信頼が大きく低下するということを考えているわけでございます。

したがって、信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に極めて重要な支障を来すことをあらかじめ防ぐということを考えているわけでございまして、そういった意味で、この合併構想に対して最大限の支援をしていきたい、こう考えているわけでございます。

○川内委員 金融機関の経営が本当に破綻をするというのは、資金繰りが破綻をするということだろうと私は思うのです。

今いろいろな先生方から、いや、あなたの考えは甘いよとばさばさ言われたのですけれども、しかし、資金繰りがついているのであれば私はまだやれると思うし、では、現時点で政府として公的資金を注入しなければならぬということであれば、またその支援をしようという決意を

されるのであれば、日本長期信用銀行の資金繰りさえも非常にタイトになっているのであろうということを手測されていらっしゃるわけですか。

○日野政府委員 資金繰りの点につきましては、預金保険法の二条の四項には破綻の定義がございまして、ここで言っている破綻といふのは、「預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関」というふうにございんですが、現状では、私どもはそれには当たっていないというふうに考えているところでございます。

○川内委員 今、資金繰りには恐らく困っていないだろうという御答弁だったわけですが、それでも、資金繰りにも困っていないけれども、でも過少資本になつてしまふから公的資金を入れますというのであれば、資金繰りに困っていないだろうというのであれば、もうちょっとやらせてみたらどうかかなというふうに、それが民間の企業に対する政府の態度ではないかなというふうに思うのですが、余り時間がないので、本当に聞きたいことはまた別にあるので。

それで、なぜ長銀がこういう状況になつたのかということを見ると、今大蔵大臣も、六月に何か記事が出てそれで株が売り込まれてというふうな御答弁があつたわけですが、また今監督庁の長官も、とりあえず資金繰りには困っていないとせんよという御答弁もされたわけですが、しかし、どれだけ言い繕つてもマーケットというのはいや、りきちんとすべつてのを見抜いた上で売り浴びせていくわけでしょうから、長銀の不良債権に関する情報などが、まだ検査中だと法律上の守秘義務とかいふことでなかなか開示をされないわけですが、マーケット自体はもう長銀が既にばらばらの状態であるということを見抜いているわけではございまして、そういう意味では、政府がすべての情報を開示してもマーケットはちつとも驚かないと思います。

また、長銀が破綻をすることによってシステムリスクが発生をする、大変にリスクの高い

ことになるというふうにおっしゃられるわけですが、けれども、もう長銀自体がそういうふうなマーケットに見放された存在、いわゆる金融システムから既にもう外された存在になっているのではないかと私は思うのですけれども、大臣の御見解はいかがでございましょう。

○宮澤國務大臣 冒頭に申し上げたことで大体おわかりいただいているかと私は思うのですが、原因はともあれ、とにかく長銀がそういう状態になつて、そして、ここは住友信託銀行との合併を求めしか社会的な大きなリスクを起さずにこの事態を收拾する方法はない、こういう判断がありまして、それについて住友信託銀行は、合併の条件として先ほど監督庁長官の言われましたような幾つかのことを提示されて、それを長銀として守らなければならぬ、そういう状況のもとに、やがて預金保険機構に公的資金の導入を申請される予定であらう、こういうことが問題のすべてだと思います。

○川内委員 それでは、大蔵大臣並びに政府の皆さん方が、長銀が公的資金の申請をしてきた場合に、それを積極的の支援していただくことであれば、その公的資金というのは、形の上では公的な与信であるかもしれないですが、実際には、最終的には国民の皆様の税金で処理をされる部分というの、これは相当な部分出てくるのではないかとこのように思うわけですが。

既にすべての金融機関に対しては、国民は、この三年間の超低金利の政策をとり続けられたことによって銀行に相当もうけさせているわけでございまして、銀行に相当もうけさせた上に、またここで公的資金を注入する。しかもそれは、金融システムの安定のためにとか、あるいは世界恐慌を起さないうためにとか、いろいろなことが言われておりますけれども、結局、長銀がお金を下さいと言ってきた、長銀にお金を上げました、結局、では銀行救済ではないかというふうに国民の皆さん方は思っていると思うのです。

大蔵大臣は、宮澤先生は、なぜ国民の皆さん方

がこの問題に関して理解をなかなか示していただけないのだろうか、どういふところが政府が説明が不足しているのだろうかというふうに思っているのかもしれないということに関してコメントをいただきたいと思いますが。

○宮澤國務大臣 それは、私どももいつも自問自答しなければならぬ大事な問題であると思っております。

一つは、我が国では、少なくとも戦後、銀行というものはつぶれないというのを国民は広く信じておりましたし、したがって銀行に預金もしてまいりました。ですから、大きな銀行がつぶれるということが、今はまた国際関係もございまいけれども、日本だけを見ましても、社会的にどういふことかという経験をほとんど国民は持つておりません。昭和の初めにございましてけれども、そのとき大人として経験した人はもうほとんど世の中におられませんので、その記憶はもう失われておると思えます。ですから、この銀行がつぶれたらどうなるかということについての心配、恐怖感というものは経験がないというのが一つあると思います。

それからもう一つは、仮にそういうことがあつてもあなたの預金は全部保護されますという保護がございまして、そういう意味では、もう一つ自分に差し迫つた問題にはなり切っていない、ならない。むしろ、銀行から金を借りている中小企業の方々が、これは自分も路頭に迷つと、むしろそういう方々が一番心配しておられるんじゃないかと思ひます。したがって、銀行が破産をした、つぶれたということがどれほどのことなのかというところは、国民のほとんどが自分の問題としては認識されていないという背景があると思うのです。

それは、ある意味で安定要因でございまして、から嘆いたりすることではないでございましてけれども、いざそういう問題になつてみると、問題の理解といいますか、感覚的な心配というのはほとんどやはり国民は持つておられないのですから、

後こういふことがないように私は努めていた
たいと思います。

○具体的にやはお答えしていただきたい。一つ
の曇りもないようにお答えしていただきたい。あ
のころはそれでよかったのかもしれないが、今
はそういうことがなかなか許されない時代になっ
ていくというところも踏まえて、正確に、大蔵大臣
として、この会食問題に關していかだつたのか
を再度お答えしていただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 特別につけ加へることはござい
ません。

○上田(清)委員 それでは、四月二十七日の処分
について、大蔵大臣として、これは前任者のとき
でございましたが、あなた自身も実はこの五年の
部分に入っておりますが、この調査の対象になつ
たのでしょうか、それともなっていないのでしょ
うか。

○宮澤國務大臣 大蔵省が大蔵省に勤めておりま
す者を調査をしたということと思ひます。私は別
段大蔵省に勤めておりません。

○上田(清)委員 わかりました。結構でございま
す。

しかし、今申し上げましたように、四月二十七
日にこうした百十二人の方が処分された重みとい
うものをしっかりと受けとめていただきたいと思
ひます。そのことだけは、私は大蔵大臣としてのき
ちとした御見解を承りたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 その点は、おっしゃいますとお
り、よく理解いたします。

○上田(清)委員 しっかりと御答弁をいただき
ました。ぜひ、今後氣をつけていただきたいとい
うふうに私は思っております。ありがとございま
した。

○相沢委員長 これにて上田君の質疑は終了いた
しました。

次に、坂口力君。

○坂口委員 平和・改革の坂口でございます。三
十分でございますけれども、質問をさせていただきます
したいと思います。

この委員会の質疑もかなり進んでまいりました
し、また与野党間の協議もかなり進んでまいりま
す。先週の日曜日には、与野党から第二次の修正
案と申しますか、話し合いの場に皆さん方の御意
見が出されたところでございませう。それで、今
いろいろ話が進んでおりますけれども、その中で、
対立する点もだんだんと明確になってきたという
ふうに思ひます。

それで、一つは、長銀の取り扱いでございま
して、長銀を破綻状態であるというふうに認めて
対応するのか、それとも破綻をしていない状態であ
るというふうな認識を以て対応するのかという問
題が一つ。それからもう一つは、御承知のとおり、
金融と財政の分離の問題でございませう。ほか
にも、情報開示の問題でございませう。いろいろ
の点はございませうが、大きく分けましてこの二
点において与野党間の隔たりがあるというふう
に思っております。

その中で、長銀の問題でございませうが、私
たち三派が提出いたしました案には、御承知のよ
うに、破綻前でありましても、金融機関から申し
出があれば株を買ひ上げて国有化することができ
るようになるというふうに思ひます。このスキーム
のつとてすべてのことができないのだらうか、
我々の側はそう思ひます。

国有化をして株を全額買ひ上げることがな
ぜいけないのかということと与野党の皆さん方に
お聞きをいたしますと、国有化をして株を買ひ上
げることが世界の市場に対して影響を与え、そ
してその金融機関は破綻であるというふうな
印象づける、そういう意味で、関連企業やある
いは下請企業、あるいはまた健全な借り手に重
大な影響を与える、株式も大きく動く、だから
それはいけないのだ、こういう御意見でございま
す。

政府の案によります公的資金の導入を考へま
したときに、それでは、公的資金を五千億ある
いは一兆円という形で導入することが国際市場
にどんな影響を与えるのか。そのことにつきま
しては、それは影響はないというふうに皆さんは

おっしゃるわけですが、私から見ますと、五千億
あるいは一兆円という額を導入するということ
は、例えば長銀の場合でありますと、長銀は破綻
をしたというふうな印象づけることには変わりな
いのではないかと、こう私は思っておりますが、
その点に對するまづ大臣のお考えをひとつお聞
きをしておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 ただいまの点は、こしはら
の間の与野党間のこの法案等々の修正あるいは
長銀問題の処理等をめぐりまして、中心になつて
おる課題というふうな承っております。いろいろ
御議論を私も後ほどに承つてお聞きをいたして
お聞きをいたしてまいりました。また、お互いの
主張の中にとりかかるところがあるのかというこ
とも理解も深まっております。

ただいま坂口委員の言われましたこと、長銀に
公的資金を導入するという問題、御承知のよう
に、長銀がこの事態の中で徹底的なリストラを
して、役員も退陣する、退職金も返還を求め
る、人は減らす、海外業務をやめる、支店は
閉鎖するということがございませう。長銀自身は、
現在の状況の中で、いかにして社会的、国内、
国外のコストを小さくして、この事態の処理を
いかに合併を求むる形でございませう、こ
ういう意図といたしまして、坂口委員の言わ
れまふに感じておりますので、坂口委員の言
われまふように、それは、長銀自身はしよせん
ひとり立ちで将来やっていくというのではない
か、それがリストラの意味だらうとおっしゃ
る点になりますと、社会が見ておりますこと
とあるいはそんなに違ひないかもしない。

ただ、従来のところ、金融監督庁の持つて
おられる印象にしても、日銀の審査の結果に
しても、債務超過にはなっておりまけんから、
そういう意味での破綻あるいは債務超過とは考
えていない。しかし、先ほどお話しがございま
したように、金融等々では相当きつくなつて
おりますので、長銀はいわば今のような形
での社会的なコストをでき

るだけ最小限にとどめる方法を考へられたので
あらうというふうに考へております。

そのことと、坂口委員の言われました、その
ような場合に長銀の株式を国が一括買ひ、そ
れは、私は想像いたしますと、国が買つた後
まにまにの人はなく、いろいろまたそれを
受けたという人がいるということもございま
す。それで、そういう意味ではこれも一つ
の承継のやり方であらう、そこは私も
理解をいたしていいのではないかと
思ひます。

ただ、国が株式を買ひというときに、銀行から
申し出があつて買ひという、銀行が
出をするというは不可能ではないか
もしれませんが、公的資金の導入で
ございませうと株主総会とか株主
との関係は比較的容易でございま
すが、株式を国に、その前に恐らく
減資ということがございませうと
あるんだらうと思ひます。それは理
解できますが、その上で国に株式を
買ひつてくれというあたり

の法律の問題はどうなるのか。
しかし、これは債権者が非常に多い
という問題はございませうけれども、
それは将来訴訟が起つたときの
対応を考へればよいのか、法律的な
対応はできるのじやないかと思ひ
ます。そういうことは対応として
いろいろ考へることができ、その
間にはないかと自分としてはお
話をするところ、伺いながら思
つてはおりますもの、これは御承
知のように各党の間のいろいろ折
衝の問題でございませうから、し
かとそう思ひますとおっしゃいま
す。なかなか私の立場としては申
し上げにくいこともございませう
けれども、ただいまおっしゃいま
したことは私は理解できること
でございませう。

○坂口委員 言にくいお話のところを比較的前
向きに御発言をいただいたという
ふうに思ひます。さきまは附屬いた
しますことは後から整理するとい
たしまして、破綻状態と申します
が、破綻になつていないという
ふうな言ひをしておみえになる
わけですからそれは信じていたし
まして、その前の状態であつた
、その状態を国有化し、そして
株の買ひ上げをしていくという
コースを行けば、

非常に世界の市場が過剰反応を起こして、それはいけないという意見が一方で与党内にある。我々の方は、それならば、公的資金で大量のお金を導入をするというのをした場合にも世界が過剰反応をするのではないかと、そこに大きな違いはないではないかと。ですから、破綻をする以前にも適応できるシステムになっているんだから、それは特別なものをつくらなくても、ここをもう少し協議をしていけば一つの方法が生まれるのではないかと、こう私は言っているわけでございます。

そのほかの、株を買いますときの、その前の段階で減資をしますとか、あるいはまた銀行がその申し入れをいたしますときに、どういふときに申し入れをするのだとか、あるいはまたその後の問題だとか、次に新しい銀行にそれをどういふふうに買収するかとかいふさまざまな附属の問題はあると思うのですが、それはさておき、その中心のところでは、私は、政府といいますが、与党側がおっしゃることと我々が言っていますこととの間に起りますリアクションにはそう差がないのではないかと。政府の場合には、公的資金を導入するといふふうにおっしゃる場合には、それは優先株あるいはまた劣後ローンとかそういうものを買い上げる。しかし、我々の場合には普通株を買い上げる。これも、差はあるのですけれども、大きな目で見ればそれはそれほどではないのではないかと。このことを申し上げたわけでありまして、もうちょっとつけ加えておくことがございましたらお願いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 政府が考えておりますような方式にいたしましたも、先ほど申し上げましたが、長銀がそういうリストラをやりますと、そうしてある段階で公的資金の導入を求めるといふようなこと、全体のスキームが、住友信託銀行と合併をする、吸収されるという、そういうことを前提にして成り立っているわけでございます。その前提が成り立ちませんと、公的資金を導入するところだけではその話は完結していないと思っております。

それに比べて、坂口委員のおっしゃいますようなケースも、仮に長銀が減資をする、減資をしてどうするんですかと。それでおっしゃいますのはないわけでございます。その後は国にこういうことを願う。それで、国としてはそういうことを考えようとおっしゃったときには、必ずだれかがそれを国からいただく、買うということが恐らく前提になっておられると思いますので、そういう意味ではやはりどこかの承継ということが前提になっている。

したがって、両方の方式は、方式としては違いますが、この場合には承継があるというところが前提になっているという意味では、実態は余り変わらないことになるのではないかと、いふに私なりにお話を理解するわけでございます。

（委員長退席、村田（吉）委員長代理着席）

○坂口委員 そうしますと、我々の主張しております案も、どこかの銀行が承継をしてくれるという前提の上に立っておれば同じようなことになる、こういうふうな御主張になったというふうな理解をさせていただきます。

それじゃ、この問題はこれぐらいにしておきまして、それで、もし仮に長期信用銀行なら銀行に多額の公的資金を導入するということになりますと、同じような経済状態になりましたときには、やはり他の大手銀行にも導入をしないやらないということになります。若干その背景はそれぞれ違ふとは思いますが、大手銀行の中で、長銀の場合にはやはりそれとほかのときにはやはりまよやまよという調子には私はいかないんだらうというふうな思われるのです。やはり、同じようなことをやらなきゃならんんだらうというふうな思っています。

それじゃ、中小の銀行のときには破綻をさせていいのかという問題があります。大きい銀行のときには皆公的資金を導入して救うけれども、中小銀行のときには知りませんよということになれば、国民の側は、中小銀行に今まで預金をしてい

たとか、あるいはそこからお金を借りていたという人たちは、皆、雪崩を打って大手銀行の方に行くと、こたえてしまふのではないかと。したがって、公的資金を導入するということを一たび始めると、それは中小の銀行であれ大きい銀行であれ、すべてにやはりこの公的資金の導入ということを経ざるを得ないことになってしまうと私は思っています。

そういったしましたら、もうこの破綻後処理なんというものは全然要らない話になってしまうわけでありまして、その点については大臣はどんなふうにお考えになっておられますか。

○宮澤國務大臣 これは監督庁長官が答えになられるのがよろしいかもしれませんが、お名指しでございますので申し上げます。

公的資金の導入というものは、理屈っぽいことを申し上げて恐れ入りますけれども、やはり一つは、金融のシステムミックスな危機があつて、それに對して我が国の金融秩序を対内的にも対外的にも維持しなければならぬ必要がありまふ場合に、申請があつて公的資金を導入する。それはことしの三月のような場合でございます。

あるいはまた、いわゆる受け皿銀行となりますときに、北海道はその例になるかと思いますが、北洋銀行が北拓の受け皿になるというときに、とにかくしよつております荷物の大きさが全く違ひますので、北洋銀行に対しては相当の公的資金を導入せざるを得ないであらう。また、これは特に地域的に非常に大きな影響もある問題でございますから、そういう場合にはまた公的資金の導入という問題がある。それが原則であると思っております。

したがって、このたびの長銀の場合にも、やはり長銀が倒壊するということは、しばしば申し上げますが、非常なシステムリスクになつて、金融のリスクに成るといふことは疑いないと考へておりますので、申請があれば、恐らくこれは金融危機管理委員会においても御考慮をされるというところであらうかと思ひます。

ただ、その場合に一つつけ加えて申し上げたいと思ひますのは、長銀はただ合併を予定しているばかりでなく、先ほど申し上げましたが、役員は総退陣あるいは海外業務の廃止、減員、本店を売却ばかりでなく、現在の株主は合併比率において非常な不利に立つという形において株主が責任を負う、そういうリストラのためのいわばかなり厳しい条件を具して申請をされるであらう。のはほんとして、自分のところは金が足りませんからといったようなことではないといふふうな考へております。

システムリスクと申しますためには、地方の小さい銀行にはそう問題はないかもしれませんが、けれども、しかし、地方において中心になる銀行に事がありましたときには、その地方全体の経済に影響がある、このときに受け皿銀行に注入をするといふようなことは、これは十分あることとございまして、必ずしも大であるから、マネーセクターバンクにだけ限つたわけではないといふふうに、これは私の理解でございますが、そう思っております。

○坂口委員 私が申し上げたのは若干お答えいただきた方向が違ひますけれども、まあ結構でございます。

もう一つ、時間が少ないですが、大きい問題でございますが、一言だけお聞きしておきたい問題がございます。それは、先日、大臣がアメリカに行かれたときにそういうお話があつたといふことで、一部マスコミにも流れた問題でございますが、短期資金の問題でございます。

ことしの六月四日でございますが、第四回の国際交流会議「アジアの未来」というのが日本の東京で開かれました、そのときにアジア諸国の代表の皆さん方が多くお見えになつて、それぞれ演説をされました。その中には、マレーシアのマハティールさん初め、多くの方が含まれておりますが、異口同音に、この大きな資金の流れ、この市場の暴力というものに触れられて、そして、我々に大変な影響を与えた、これに対して世界で

これはマハティールさんの発言でございますが、通貨商人、通貨トレーダーと言われましたが、通貨商人はどんな国の通貨でも意のままに下落させることができると言われる、ヘッジファンドや銀行の資金は合計で約三千兆ドルに上るといふ、こう述べられました、さらに、アジアにとつて未来は余りないというのが現状だ、経済は巨大な外国企業に支配され、東南アジアはその低価格製品を供給する拠点となろう、人々は再び支配者となる外国勢に憤激し、自分たちの経済を取り戻すことを解放と考える新たな闘争を試みるのだだろう、かなり強烈な言葉でございますけれども、そんな発言をされた。

洪水のごとく巨大な金が流れ込んで、今までせっかく育てた農作物が一瞬にしてなくなってしまうようなことが起こっている、これをこのままに捨てておいていいのかという皆さんの御発言でございまして、先日大臣がアメリカに行かれました取り上げられました内容が、あるいはそれとかかわりがあるのかどうか、もしももあるとするならば、どんなお話し合いがあったのか、これからどんなふうになんがに進んでいくかとしているのかということをお伺いしたいというふうに思っております。今ここで問題になっております金融システムの問題にいたしても、長銀の問題にいたしても、そのことと深いかわりを持った問題でありますだけに、一言お聞きをしておきたいと思ひます。

○宮澤内務大臣 第二次大戦後にいわれる自由化ということが強く言われまして、物の自由化、通航の自由化はもちろんでございますけれども、為替のたぐさんのラウンドによる引き下げあるいは非関税障壁の撤廃等々ございます中で、資本の自由化というものも、それが当然いいことであるとして推進されてまいりましたし、長期資本に關します限りは、現在でも肯定的に考えておられる人が多いかと存じます。

そこ、マハティール氏の言っておりますことは、学者の中にも何人か賛同者が無いわけではございません。つまり、一つの国づくりをしていたときに、スペキュレーターによって為替を攪乱される。その結果、長年つくり上げた国が混乱をして、結果としてはIMFが処方せんを書く。IMFというのは、そういう学者たちの説によれば、それは一応アメリカが大株主でございますから、一つの国、一つの文化がそういう違う国の文化によつて全く厳しい処方せんを書かされる、そういう結果になるではないか。マハティール氏はもっと厳しいことを言うわけでございますが。

したがいまして、今短期資本も全く自由でいいのかということがいろいろ話題になっておりますというようなことは、私せんだつて、これは正式な会議ではございまして、夕食のときに、ルービン長官とグリーンズパン、私と三人でそういういわば議論と申しますか、結論も何もございせんが、いたしました。

ただ、しばしば問題になりますように、デリバティブスにいたしても、すべて短期資本の移動は全く自由であるという建前で進められてまいておりますわけですから、それを制約するということとは果たしてどんなものだろうかとか疑問を持つ人も多うございます。この間難談をいたしましたのは、IMFは、事が起こりました後いわば善後策を講ずるわけですが、事が起こらないよう

しか、そうだとすれば、そのフアンドに対して国々はブレミアムを払うのであろうか、あるいは、そうなりますとモラルリスクというものが逆に発生するのではないかと、そういういろいろな議論があり、かたがた、そういう話になりますと、アメリカも一つの富んだ方の国になるわけですから、IMFに割り当てる金を出し渋っておりますような今のアメリカの状況でございますから、そういう話は急に進むのかなというようないつたような雑談をいたしましたことは事実でございます。

アメリカとしては、殊に、現在ラテンアメリカ、ブラジル等々からかなり急激な資本の流出がございますので、そのような問題にもやはり真剣にならざるを得ないことは間違ひございませぬけれども、特に結論がましいことがあつたわけではございませぬ。

○坂口委員　ありがとうございました。
終わります。

○村田(吉)委員長代理　これにて坂口君の質疑は終了いたしました。

○村田(吉)委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として預金保険機構理事長松田昇君、金融危機管理審査委員会委員長佐々波楊子君及び日本銀行総裁速水優君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○村田(吉)委員長代理 御異議なしと認めます。

○村田(吉)委員長代理 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。

きようは、参考人におかれましても、御出席いただきましてありがとうございます。

もうこの金融安定化のための特別委員会でも何
度も質疑がなされておりますけれども、問題の本
質は、いかにしたら今の日本が直面している経済
危機、金融危機を克服して、また世界から信頼さ
れる市場として日本の産業界あるいは金融界が回
復していくことができるのかということだと思ひ
ます。したがって、そのためにこそこの金融安定
化特別委員会というのは審議をなされるべきであ
ると思うのですけれども、どうも最初からいろい
ろと議論を聞いておきますと、事の本質をそれ
らによって、問題が一銀行あるいはそれにまつわ
るいろいろな問題に終始してしまっている点がござ
います。

私どもは肅々と、この日本の経済危機、金融危機を回復するために、マクロ経済の問題、それからそれらを推進していくために必要な不良債権の問題の処理などを市場の原理に従って進めるべきこと、このことを推し進めていきたいと思っています。

しかし、何やら政府・自民党におかれては、特定の、特に日本長期信用銀行の救済問題に大変な努力を注いでおられるようです。一部報道によると、今の金融安定化のための緊急措置法ではついで長銀に対する公的な資金注入は難しいのではないかと、政府内部の見解も出てきたので、新たな法律をつくって、それで長銀を処理しようというふうな考え方も出てきているという報道もございます。

私は、このことについて最初に、新たな法律をつくって、そしてそれを今の長銀の問題に当てはめようということ、いわば事後法をもって事を処理する、これは問題の本質をすりかえるものにはかならないということをここで申し述べておき

たいと思います。あくまでも今問題になっているのは、政府がこの現在ある金融安定化のための緊急措置法で長期信用銀行に、特定の銀行に資金を注入しようとしているということでございます。

そこで、お聞きしたいのですけれども、今ある金融安定化のための緊急措置法の中で、先日の当委員会での答弁の中で、きょう参考人として来ておられる預金保険機構の松田理事長は、金融監督庁の検査結果は、金融機関等から公的資金投入を申請された場合、その申請を認めるか否かの重要な前提となるというお答えをしておられますけれども、今でもそのお答えに変わりはございませんか。

○松田参考人 お答えいたします。

先般の海江田委員の御質問にお答えしたとおりでございますが、前提といえますが、重要な審査資料でございますので、それを十分に吟味して承認するかどうかの議決が行われる、そういう私の認識を述べたものであります。

○西田(猛)委員 その検査結果を吟味して決定する、今こういうお話でございました。

他方、きょうもまた来ていただいておりますが、いつも御苦労さまでございます。佐々波金融危機管理審査委員会委員長は、せんだつての当委員会での答弁で、金融監督庁の検査結果は重要な参考とするべきだが、一般論としながらも、申請の可否を決する際の前提とはされていないというふうにお答えをされておられますが、その考えにお変わりはないのでしょうか。

○佐々波参考人 お答えいたします。

先日お答えしました折には、制度上は、金融監督庁の検査結果を踏まえることは、資本注入の審査、承認を行うための条件とはなされていませんが、極めて重要な情報であることは十分承知しているという旨のことを申し上げたところでございます。したがって、委員会といたしましては、今後とも、金融監督庁の検査結果などを踏まえて審査を行うよう配慮していきたいと存じております。

特に、今回の長銀のケースにつきましては、委員会が議決を行うまでに金融監督庁の検査が終了すべきものと考えるのが自然なような気がいたします。

以上でございます。

○西田(猛)委員 佐々波委員長、大変お言葉を選んでお答えになられたようでございますけれども、いつぞや、期待するといふふうなことを言われて英語でもお答えになられたそうでございます。しかし、きょうはそれが自然であるという答えに変わってまいりました。

そういうことであれば、松田理事長とのお話の整合性は一応とれてくるわけでございまして、ここで明らかにしたのとは、金融監督庁の検査結果が、預金保険機構における、あるいは預金保険機構内における金融危機管理審査委員会が当該金融機関からの公的資金注入の申請に対しての可否を決する際の言ひなれば前提となるというところを、これはもうはっきり申し上げてよろしいでしょうか。松田理事長、いかがでしょうか。

○松田参考人 お答えいたします。

前提と申しますと、一つだけが絶対の価値を持つものから、もちろん検査結果は重要な資料ですけれども、そのほかにもたくさん資料を同時に審査をして決めるものですので、前提というよりは、非常に重要な資料として十分に吟味、審査させていただく、このように答えさせていただきます。

○西田(猛)委員 何を言わないように注意しておられるのかよくわからないのでございますけれども、重要な資料だから吟味したいということとは、検査結果がなければ吟味できないのでございまして、ということは、検査結果が出ていないことが自然だといふ佐々波委員長のお答えにもありますとおり、要するに、審査をする際には検査結果が出ていないのだと。だから、前提と私が申し上げたので、それはそれでございましてはおっしゃらないのかもしませんが、当該金融機関からの申請を審査する際には金融監督庁の検査結果が出てくるものではないかと考えている、こういうことはよろしいのでしょうか。

というふうに考えている、こういうことはよろしいのでしょうか。理事長、いかがでしょうか。

○松田参考人 申請自体は、先生御案内のとおり、申請の自由と申し述べ、判断に任ざれておられるわけですから、申請の申請が出た段階で監督庁の今回の検査結果が出てくるかどうかは定かじやないと思います。ただ、その申請を受け付けた後で審査をしていくときに非常に重要な資料でございまして、それは十分に審査をさせていただきますというところでございまして。

○西田(猛)委員 本当に何を言わないように注意しておられるのかよくわからないのでございますけれども、しかし、審査する、吟味するということとは対象としての検査結果が出ていないかどうかというのではないわけですから、そこにあるかどうかというものを松田理事長は言っておられるわけでして、首を振っておられます。

そこで、今の松田理事長のお答えでも、申請を審査するときに金融監督庁の検査結果が出ていないことは前提としてないということなんですが、これは金融監督庁長官にお聞きしたいのです。金融危機管理審査委員会、いわゆる佐々波委員会、金融危機管理審査委員会の委員の一人でございますが、充て職としてなっておられて、もしもそのときに御庁の当該申請機関に係る検査結果が出ていないとしたらば、申請の可否の議決については監督庁長官はどのような態度で臨まれるのでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

まず、公的資金の注入の申請と時期でございまして、御案内のとおり、公的資金は、仮に今委員会が議決されたところで受け皿がございませぬ。つまり、定款の変更の手続が恐らく必要になるのではないかと思います。定款の変更の手続といふのは株主総会の決議事項でございまして、株主総会を今から招集しようとしたらどのくらいの期間が必要かというところは商法に書いてございまして、相当の期間が必要になると思います。恐らく、そういった受け皿ができて初めて日本長期信用銀行は、仮に公的資金を注入されるといった

ことになった場合には、そういった前提条件を備えた上でなさることになると思いますが、それは相当先のことじやないかなというふうに、一般論ですが思います。

しかし、私どもは、それじやそんな先まで検査結果が出ないのかというお尋ねになりますと、そんな先になつてもまだ検査の結果が出ないといったようなことはちよつとあり得ないと思ひますので、今委員がお尋ねになりましたように、検査結果なしに果たして審査委員会の議決に監督庁の長官が参加することがあり得るのかというお尋ねでございまして、恐らく、時系列的に申しますと、そういったことはまずないのではないかなという感じがいたします。

○西田(猛)委員 受け手の方の銀行の手続をおっしゃいましたけれども、それは今大きな問題でございませぬ。要するに、申請があつたときにそれを審査する、その時点で議決をしなければいけないわけですが、その議決をする時点で監督庁の検査結果が出てくるかどうかということについては、今長官は、出ているものだと考えるということですね。というのは、長銀の方が受け皿が整っていないと議決できないということではありませぬから、これは速やかに議決すると法律にも書いてあるわけですね。ですから、速やかにやらなければいけない時点で監督庁の検査結果は、今の長官のお話ですと、出ていないとは思ひませんが、こういう御答弁でしたか。それでよろしいですか。

○日野政府委員 審査委員会がいつ開かれるかというところになるかと思ひます。審査委員会が開かれるのは、あくまでも長銀が申請するという前提があつてのことでございます。それが現在のところではどういふ状態になるのか、長銀がこれから住友信託との合併交渉において決められることだろうと思ひますので、今委員がお尋ねになりましたように、いつ申請されるかということが決まりませぬと、またストレートにお答えすることができませんけれども、仮に委員会が開かれます、開かれて、預金保険法の三十七条だつたで

しようか、それによりまして預金保険機構から国に対して資料の提出を求めることができるような規定になっておりまして、国はそれに対して資料の提出をすることができるという規定になっておりますので、預金保険機構からそういった要求がございましたならば、その審査に必要な資料は三十七条に基づいて、提出することができるとは書いてありますけれども、提出することになるのかというふうに考えております。

○西田(猛)委員 ということは、検査の結果だけじゃなくして、その他もろもろの資料を提出するという範疇でいろいろな資料を提出することはある、こういうことですか。

○日野政府委員 それは結局、審査委員会が、審査に当たって要件を一つ一つ吟味されていく際にどういった資料が必要かということとをそれぞれ決められるものと思います。審査委員会が必要だと思われるものを結局私どもの方に恐らく求めてもらえることになると思いますので、私どもの方から審査に必要な資料はこんなものじゃないだろうかと言ふことは、ちよつと差し出がましいといった感じがいたします。

○西田(猛)委員 ちよつとポイントを外されるんですけれども、違うんですね。前問に対する答えでは、受け手の方の時間的な経過が必要だから、その間には検査結果が出ないものとは考えられない、こつと言つたんです。これは明確に議事録に残ると思います。したがって、その後議決をするんだ、こういう意見ですね。いいですか。検査結果が出てから議決することだと考えているということですね。長官、イエスカノーかだけで結構です。——長官はイエスとおっしゃいましたので、そういうことだと思ひます。

そこで、そういう金融危機管理審査委員会の議決を経て、そして預金保険機構から大蔵大臣及び内閣総理大臣に公的資金を注入することの承認を求めることとなっております。それで、その承認は、法の五条三項によって、閣議にかけて承認をするかどうかということを決定することになって

いるのです。

この閣議ですが、金融危機管理審査委員会及び預金保険機構が、申請を認めるものだ、イエスだと言つていたら、閣議は自動的に、実質的な審議をすることなくイエスと言つてしまふんでしょか。これは、官房長官、いかがでしょうか。

○野中国務大臣 委員今御指摘のありましたように、審査委員会の議決が優先先株式の引き受け等を承認するものでありましたときは、金融危機管理のための公的資金を活用することになるわけでございます。この公的資金の活用ということにつきましては、預金保険機構が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を求めたとき、政府が一体として金融システムの安定のための危機管理として取り組むことになるわけでございます。

大蔵大臣及び総理大臣が閣議にかけてその承認を求められるわけでございますが、その以前に、先ほど御指摘ございましたように、金融危機審査委員会の議決が得られるわけでございます。それを厳正に審査され、そして大蔵大臣、また厳正な審査の上で立つて出されるわけでございますので、閣議としても当然のこと、厳正に審査することにならうと存じております。

○西田(猛)委員 それはわかつております。閣議としても厳正に審査されることはわかつているんです。閣議が金融危機管理審査委員会あるいは預金保険機構の決定と違つた決定をされることもあり得るんでしょか。

○野中国務大臣 仮定のことにしてお答えするわけにはいきません。

○西田(猛)委員 これは仮定のことでございせん。私は法律の解釈を肅々と伺ひしてあるんです。法律の五条の第三項にそう書いてあるから、ここにおける閣議決定というのは、実質に審議されるのですか、それとも、預金保険機構がイエスと言つたことはそのままパススルーでイエスなんですとかと聞いているんです。お答えください。

○野中国務大臣 厳正に議論をして、審査の内容

を検討いたします。

○西田(猛)委員 この委員会が明らかになつてきていることは、いかに今、政府そして与党の方たちは、現在ある法律を長銀に適用することについて非常に及ぶ懸念ですね。細かいことを法律の条文に従つて、ではこの場合、閣議は実質に審議するんですかどうですかと聞いただけでも、仮定の問題だから答えられない、このことはばかりです。これは全く仮定のことでありません。今の前にある現実の問題でございせんか。

ですから、この問題で長銀が申請して、預金保険機構がイエスと言つたら、閣議はどのように決されるのですか。実質に審査するんですか。イエスカノーかだけでもお答えにならないんですか。官房長官、いかがでしょうか。

○野中国務大臣 今おっしゃつたような、金融機関が債務超過したということを実際に私どもは報告を受けておりませんので、そのような答弁をいたしかねるということをお願いしておるわけでございます。

○西田(猛)委員 長銀が今債務超過に陥つていのかどうかという情報に接していないということと、官房長官がお答えになつたことは論理的に関連づけられるものではありませんので、少し今の御答弁、よくわかりませんけれども。

そうしますと、では、閣議で厳正に判断をした後に、閣議決定もイエスということだったとしますけれども、その後で、実は、長期信用銀行なり申請金融機関が債務超過あるいは破綻の蓋然性がないものではないかということが判明したときの閣議の責任ということについては、官房長官、どのようにお考えになりますか。

○野中国務大臣 西田委員の質問がそこへ行くかどうかと思ひましたから、仮定のことにしてはお答えできませんと申し上げた次第でございます。

○西田(猛)委員 私の思ひをそんたくしていただいて大変ありがたいのですけれども、そこへ行くとかわつていんだつたら丁寧な答えてください

よ。おかしいですよ。私は今法律に基づいて肅々と申請の手続について、担当大臣は総理大臣ですけれども、内閣の官房長官にお聞きを申し上げているわけですよ。仮定の問題には答えられない、そんなんじや、一体全体この先何が起るのか全くわからないわけですね。どうもやはり、今の法律をこの長銀問題について適用することについて、今政府内部でも大変な揺らぎがあるということをご披露したというふうには我々は断ぜざるを得ないわけでございます。

そんな中で、私実はきょう、ある一つの興味深い報道に接しました。私どもは、今申し上げているように肅々と、この日本経済それから金融危機を回避するためにどうしたらいいのか、法律に基づいて実質的な審査をしている。ですから、我々は何もこのことを政局に絡めるとかそんなことを言っているわけではなくございせん。なぜ、これを政局に絡めているかということと与党の幹部の方々が御発言になれるのでしょうか。

これは皆さんにお配り申し上げておりますけれども、九月十四日の北陸中日新聞に書いてあることとございせん。自民党の森幹事長は十二日、金沢市内で開かれた自民党の石川県連大会でいさつし、金融再生六法案の与野党修正協議について、自由党は——これはどこでもいいですよ。別に、我々の党が言われたからとかこの党が言われたからという問題ではありません。今この金融安定委員会が公党が、しかも各党が法案を出して、野党案を出し、自由民主党も自由民主党案を出され、そうやって各党が真剣に協議をしている。その場で、どこの党をいうことではありません。その公党を、「われわれに一切耳を貸さず、話し合ひをしない。政局絡みに考えている政党がいるのは残念だ」と述べ、「こういうことなん

です。まず、「われわれに一切耳を貸さず、話し合ひをしない。」そうなんです。官房長官、これはお答えにならなくて結構ですよ。というのは、これは、我々は与野党間でいろいろと協議をやつて

いるわけですね。耳をかきなくていいというんだって耳をかきませんよ。だから、この間から言っているように、政府はみずからの責任で今の法律で適用されたいのですよ、それをやるなら、でも、こういう御発言が出るということ自体が、このことそのものが政局に絡めているのですよ。

我々は、今私が質問したように、法律に基づいて爾々と、今何ができるのか、何をすべきなのかをお聞きしているのに、仮定の問題だから答えられない、あぐくにこういう新聞記事が出てしまふ。これこそが政局に絡めていることであつて、ましてや内閣の主要なメンバーであられる方たちが、長銀が倒れたらどんなことになるのか、デリバティプスがある、こんなことで日本発の世界恐慌になるというふうなことまでおっしゃつておられる。そんなことをおっしゃるから、ある意味で何にも不安のなかったある銀行が、海外デリバティプスが多いからといって売り込ませてすく迷惑をしたような事情もありました。

そういう問題を、与党の皆さんが、そして内閣の方たちが明確に認識していただくことが、この問題をもつてに解決していく一番重要なポイントだと私は思います。大蔵大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○宮澤副大臣 承りました。

○西田(猛)委員 今大蔵大臣から、そのように承ったというふうにいただきました。

したがうして、我々は真剣にこの協議ないしいろいろな話し合いを行つていくわけでございませう。野党としても法案を提出しておるわけでございませうし、そのことを真剣に受けとめていただきたい。我々は、結局、全然政局絡みで物事を言っているのではありません。

そこで、この今の法案なんですけれども、どうも一つだけ解せない点がございませう。実は、大蔵省の金融企画局長が、そもその状況が、破綻する蓋然性が高いと認められるかどうかということだけで判断することだということに重要な御答弁

をしておられるのですけれども、これは今ある金融安定化法第二十三条二項二号のことに絡めておっしゃつたのでしょうか。

○伏屋政府委員 お答えいたします。

一般的に申し上げますと、資本注入を行う際の判断基準として破綻という点に着目いたしますと、法文上は、今先生言われました第二十三条二項二号の口は、「当該発行金融機関等が破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないこと」と規定されているわけでございませう。

この第二十三条二項二号は、資本注入を仮にする場合にどうなるかと、資本注入を仮にしない場合にどうなるかといった仮定に基づいた状況判断をこの条文は規定しているわけではなくて、申請を受けて、審査の時点における判断をいたしまして、破綻の蓋然性の高さと認められる場合でない場合、さらに詳しく条文を引用いたしますと、「協定銀行が優先株式等の引受け等を行った後でも当該発行金融機関等が破綻する蓋然性が高いと認められる場合でない」場合は資本注入の対象にできるという趣旨でございまして、また、審査基準にも同様の基準がございませう。

したがって、これと金融機能安定化法及び他の審査基準に基づきまして審査、判断されることになるというところでございませう。

○村田(吉)委員長代理 お約束の時間が既に経過しております。簡潔にお願いします。

○西田(猛)委員 時間が参りましたので終わりますけれども、最後に申し上げたいのは、ちよつと答弁が長かつたのですから、私が言いたかつたことは、これは今局長も言われたように、協定銀行が優先株式等の引き受けを行った後でも破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないことですから、今の時点で例え破綻する蓋然性が高くて、資金注入をしたらその蓋然性がなくなる場合というものはこれで救えるんじゃないかな、僕は役所風に読めばそういう答弁も可能だと思うのです。

しかし、大蔵省の金融行政のある種の責任者の方が、やはりこの判断は注入する時点でやるんだというのを言つておられるということにつき、政府部内、今の法律を適用することにつき、非常に揺れが、疑義が生じているということを露呈した御答弁であつたという理解が非常にできるなと私は思ひました。

時間が来ましたので、終わります。

○村田(吉)委員長代理 これにて西田君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、長銀を吸収合併するに当たつての正常債権の扱いについて、最初に伺いたいと思ひます。住友信託銀行の高橋社長は、六月二十六日の記者会見で、私どもは正常債権のみで合併を考えている、正常債権には第二分類の債権は含まれないと言つていました。

そこで、それでは正常債権の方は承継されるのかというのをききようと思ひます。八月に野党の要求で当委員会理事会上に提出された長銀の自己査定を見ますと、総額で十八兆七千三百五十四億円、第一分類十五兆九千四百億円、第二分類二兆三千七百九十六億円、第三分類四千四百四十四億円というものであります。自己査定で明らかにしたこの十五兆円の正常債権は、住信に引き継がれていくことになると思いますか。

○日野政府委員 住友信託の高橋社長が一番最近、八月二十一日に発表しておられる内容では、「正常先債権のみの承継」とございませう。

今お尋ねは、いわゆる第一分類、これは非分類と呼ばれるんですが、正常先債権と非分類との関係いかにというお尋ねだろうかと思ひますが、非分類債権といふのは、正常先債権、これは住友信託銀行の方が言つております正常先債権に加えて、さらに、要注意先債権以下の債務者に対する債権のうちで、優良担保カバー部分とかあるいは引き当て済みの債権を含めた概念である

と思ひます。それに対して、正常先債権といふのは、業況が良好であつて、かつ財務内容についても特段の問題がないと認められる債務者に対する債権をいふものと考へております。

○吉井委員 今のお話は順番に聞いていこうと思つたんですけれどもね。

ですから、当初、正常債権のみでの合併を考えている、第二分類の債権は含まれないと言つてきたわけですから、当初のことですと十五兆円の正常債権は引き継がれるということであつたと思ふんですが、要するに、今のお話でいきますと、十五兆円ほどの正常債権は必ずしも引き継がれない、こういう見方をしているらうと思ひますか。

○日野政府委員 今御説明いたしましたように、正常先債権といふものを住友信託銀行の方が言つておりますが、これを長銀がどういふふうにかつてから合併交渉において両行の間で詰めていくかという問題になるかと思ひますので、今それがすべてかどうかということについては、ちよつとお答えを差し控えていただきたいと思います。

○吉井委員 では、改めて正常債権の方について確認しておきたいと思ひますが、正常債権とは、正常な企業に貸し出している債権、これは全額正常債権に入ると思ひますが、要注意企業、破綻懸念企業、それから預金や国債等担保が入つていて保証協会の保証がついている破綻企業であつても、それらの担保や代位弁済で回収できるものは正常債権に入る、まずこの点はこれでいいですか。

○五味政府委員 お答え申し上げます。

債務者の財務状況などによつて、正常先、要注意先、破綻懸念先等の債務者分類をいたしますけれども、これをさらにその資金使途やその資金の内容で個別検討した上で、回収の危険度あるいは価値の毀損の危険度、こういうものをわかつていく、こういうことになりませんが、今お話のありました例えは要注意先ですとかあるいは破綻懸念先、こういったところに対する債権で国債

というような優良担保がついている、あるいは公的な保証協会の優良保証がある、こういうものにつまましては、回収の可能性という視点からは問題がありませんので、これは非分類ということになるわけでございます。

○吉井委員　ですから、今の答弁に言うように、正常債権ならば十五兆円は長銀から住信に引き継がれるはずなんですが、さっきもお話ありました八月二十一日に住信が記者発表した文書などによると、「正常先債権のみの承継」、こういうふうな、これまで言ってきた正常債権を引き継ぐというのと違って、正常先債権のみ承継すると、「先」が入ってきたわけですね。

それで、長官からもお話ありましたが、そうすると、長銀の自己査定で言っている正常債権、これは十五兆円ということであつたわけですが、これは住信は全部を承継するというにはならないということになりませんか。

○日野政府委員　合併は、もう私が御答弁申し上げるまでもないと思いますが、要するに、本件の場合でいいますと、長銀の株主が長銀の資産及び負債すべてを住友信託に売却するというのが、これはいろいろな考え方がありまして、現物出資であるとかあるいは人格が合一するとか、いろいろ説はありますが、要するに売却するわけですね。売却するに当たってはすべてを売却するわけでありまして、つまり丸のみしていただくわけですね。一部たりとも何か残したまま合併するということはないわけですね。

つまり、長銀の方は合併していただく、合併していただくという言葉をあえて使わせていただきますが、合併する以上は、すべての資産とすべての負債を住信に引き取ってもらうということが必要になつていくわけでございます。何をその際引き取っていただくか、引き取られるかということとは、あくまでも両行の間のこれからの話し合いによつて決まることでございますので、今お尋ねのように、長銀が非分類としたものをすべて引き取るようになるのかどうかということについて

は、そういう意味で直ちにその答えができませんというところを御理解いただきたいと思ひます。

○吉井委員　ですから、私は、正常債権と言われた十五兆は全部引き取るんだ、こういう感じがずっと説明されてきたわけですが、だんだん話がかわつてきて、それで住信の方は、金融監督庁の検査が終わる次第、外国監査法人によるデューデリジェンスを実施するということを明らかにしておられます。デューデリジェンスの対象は、当然引き継がない第二分類、第三分類債権には当てはまらないわけですから、長銀が正常先債権としていても本当に正常先債権であるかどうか、ここに今度の調査の主眼があるのではありませんか。

○日野政府委員　デューデリジェンスの手続をどういうふうにするかというのは、例えば今名前が出ております外国の監査法人などが、住友信託の立場に立ちまして、果たしてそれを丸のみしていいものかどうか、とげかないかと、あるいは変な針がついていないかということを検討される上で、何を対象にするかということを決めるから決まていけるものと思ひます。

したがって、それが果たして非分類の債権だけであるのか、あるいは三分類や四分類まで含むのかどうかということについては、やはりあくまでもデューデリジェンスをこれから担当されるその監査法人が合併を前提として考えてお決めるものと思ひます。

○吉井委員　実は、八月三十一日の本委員会で長銀の大野木頭取から、万一のことになりますと、お取引を願っている中堅の中小企業四千社を含む八千社を初め、社会経済の全般に多大な御迷惑をおかけすることになり、今般公的資金をお願いしようとしておりますのはこのような状況を何とか避けたいという一念からですという説明がありました。

また、九月十日の参議院の特別委員会で大野木頭取は、中小企業の借り手について、第二分類は千社弱でございますと答弁していました。これまで

で住信は、この中小企業約千社は第二分類として、もう最初から相手にしていないわけですね。これ自体許せないことですが、一方、正常債権は引き継ぐとしてきたのです。

しかし、今のお話で明らかになったように、住信が引き継ぐというのは、十五兆円の正常債権ではなくて正常先債権だけであるということ、それから正常先債権も長銀の自己査定どおりにはいかないということ、デューデリジェンスによつて住信の利益になるところに精選してしか受け取らないと。ですから、長銀の方が、お取引を願っていない中堅の中小企業などを含めて迷惑がからぬように公的資金を申請するんだと言ってきたこの申請理由というのは、全く破綻をしてみましたというところが明らかになつてきたというふうな思ふのです。

実際、先日、長銀の幹部の方から私もお話を伺つたのですが、その方は、この合併に当たつて住信が受け取る資産の範囲は、引き取れば自己資本比率が下がるから慎重だ、住信が引き継ぐのは十五兆円の正常債権のうちの五兆円程度にしかならないと述べておりますが、これもこのことを裏づけていると思ふのです。

一方、八月二十四日、住友信託銀行の企画部長が各店の部長あてに出した「日本長期信用銀行との合併構想について」という文書を手に入れました。その第二というところで、本件合併の戦略的意義について、トップクラスのバンキング・アンド・投資マネージメントとして活躍するために必要なプレゼンス、顧客基盤、人材等を抜本的に強化することをねらいとしています。本件合併は、当社の生き残り戦略を遂行する上で大きな意義を持つており、ぜひとも成功させたいと記しています。

また、六月二十九日に住信の労使懇談会の席上で緒方常務らが語つたのが組合のニュースに出ておりますが、三月に社長より、三菱信託銀行を抜き信託業界トップの座を奪回する、株価で大手十九行中ベストファイブに入る、未来志向の会社にな

なるの三つの抱負を述べた、長銀との合併が実現すれば、当社は法人顧客数は倍増し、金融債の販売を通じて個人富裕層との取引も拡大して、国内第二位の総資金量を有する巨大金融機関になると言っているわけですね。

そこで、大蔵大臣、中小企業の方は引き継がないということとは切り捨てられていくわけですが、住信がトップバンクを目指すという生き残り戦略、このことに公的資金を投入して支援をする、これを当然のことというふうにお考えになつていらっしゃるのかどうか、その点だけ伺つておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣　公的資金の投入は、過少資本が生じたときに金融秩序を維持するために行われるものでございます。それを、我が社がその結果非常にいい銀行になるとお考えになられるのは、それはそうであるかもしれませんが、別にそれが公的資本投入の目的ではございません。

○吉井委員　現実の問題として、実際には長銀の方の多くの善良な借り手の方は、これは切り捨てられていくという問題が今出てきています。税金投入というのは、借り手保護のためではなくて、結局、長銀を吸収合併して生き残りを図ろうとして、トップバンク戦略として臨んでいるその住信の言いなりのものであるような、そういう公的資金投入というものはやるべきであるということをお私に申し上げたいと思ひます。

次に、日銀総裁、来ていただきましたので、大変お忙しいところ御苦労さまです。伺つてみたいのですが、九四年の九月の六日、経済同友会代表幹事として速水日銀総裁は、企業献金というのは何らかの利益誘導につながりかねず、勧める立場にはないと記者会見で発言されました。

このお考えは今も変わらないかどうか、これを伺つておきたいと思ひます。

○速水参考人　九四年、私、経済同友会の代表幹事をいたしております、四団体の長と話し合いまして、当時政党助成金も始まることになつてお

りましたし、今後は献金は個人にすることにしまして、個人から個人というのが最も望ましい、会社が特定の政党に献金することは極力控えていくべきではないか、四団体でそれを申し合わせました。

ただし、今すぐやめるというわけにもいきませんので、五年間の猶予期間を置いて、それを五年たったときにもう一度考えることにしようということになっておたはすでございます。

○吉井委員 それで、私が今伺いしておりますのは、同友会の代表幹事として、企業献金は何らかの利益誘導につながりかねず、進める立場にはないと記者会見で発言されたこのお考え、日銀総裁になられた今日もこのお考えに変わりはなにかどうか、この点を伺っておきたいのです。

○速水参考人 私、個人的な考え方としては、そういうことがなるだけ、会社が特定の政党に寄附をするということではなくて、やはり個人ベースでやるべきことではないかというふうに思っております。

ただ、これは日本銀行の公の立場で、日本銀行としては、やはり金融政策あるいは考査といったようなことは、物価の安定と国民経済の健全な発展、それから信用秩序の維持といったようなことを、中央銀行の使命でございまして、これはみずからの判断と責任で行っていくつもりでございまして、銀行業界の政治献金が日本銀行の政策や考査に影響を及ぼすことはいささかもないというふうに確信しております。

○吉井委員 日本銀行の方は、総裁自身がそういう献金をもたらしたくない限りゆがめられることはないとおっしゃった、そういう立場で進めていかれるものと思いますが、今、この長銀への税金投入に国民の七割、八割が反対しているわけですが、それでも自民党政府の方は税金投入をやろうとしているわけですか。

その一方で、先日公表された政治資金を調べますと、自民党は長銀から千八百四十八万円をもつています。これはこの間の話だけであって、

例えば、長銀から一九九〇年から九六年までの七年間で見れば四億五千万円、銀行業界からは同じ九〇年から九六年までの七年間で八十四億八千万円もの政治献金をもらっております。

速水総裁は、企業献金は利益誘導につながりかねずということをおっしゃったのですが、この企業献金は利益誘導につながり得る問題だとは思われませんか。

○速水参考人 私は、今現在そういう企業の献金、まだ残っておりますけれども、これが利益誘導につながるものではないというふうに考えております。

○吉井委員 私は、企業献金によってこういう日本の政治がゆがめられる、あるいは企業献金を受けて銀行救済のための仕掛けがつけられていくというところは国民は断じて許さない、このことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○相沢委員長 これにて吉井君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健一)委員 今、金融安定化法と野党案について修正協議が進んでいるようでございまして、若干のことについても触れながら御見解をお伺いしたいというふうに思います。

マスコミ報道の方が先行しているようでございまして、破綻処理のスキームの中で、その中心的な役割を果たす部分を国家行政組織法の三條に基づく行政委員会にするという方向性が出てきています。この行政委員会には、金融行政の企画立案は担当させずに、任務を破綻処理だけに限定するという形で金融企画局を移すという話があるようでございまして。

我が党は、金融庁の早期発足を目指すために、現在の時点から財政と金融の分離を大胆に進めるべきだと考えております。このままでは自民党案は、名を捨てて実は何が何でもという大蔵省のかたくなな姿勢を代弁しているにすぎないように思われるのですが、金融と財政の分離に対する政府と野党三党の御見解をまず伺いたいと思

ます。

○宮澤國務大臣 各党間の御折衝の途中の問題でございまして、意見を申し上げるのはむしろ差し控えるべきであるかと存じておりますけれども、この問題については、金融監督庁設置が決まりまして、既に監督庁は活動を開始しております。余りも予定をされておるうちに存じております。余りしはば制度が変わりますもの、仕事をいたします上ではいろいろ支障があることも事実でございすけれども、しかし、これは各党の御折衝の問題でございまして、それ以上申し上げることは差し控えていただきます。

○古川議員 濱田委員の御質問にお答えいたします。

私自身も、一時は大蔵省に籍を置きました者として、このような事態を招いていることを大変に残念に思います。

まさに今の金融危機を招いている状況の大きな背景にあるのは、大蔵省がやってきた金融行政に対する信頼感が失われてしまった、一種のクレジビリティクライシスと申しますか、そういう信用が失われている、そういう信用の危機がこういう状況を生じている。そういう中で、そういう批判を受けてきました金融監督庁自身の信頼も、発足してまだわずかでありまして、この委員会での論議等を聞いておりますと、残念ながら、それもまた信用に足るものとは言えないのではないかと感じをいたしております。

私も、まさにこの金融監督庁法案を審議する際にも、もうそこではっきりと財政と金融の分離を明確にして、そして金融庁を発足させるべきだというふうに申し上げました。まさに今この危機を乗り越えていくためには、一日も早く新しく、信頼をされる、信用される行政機関、金融行政というものを、そうした組織をつくり上げることがやはり喫緊の課題ではないかというふうに思います。

今、大蔵大臣の方から、何度も組織をいじるの

はいかがかというお話がありましたが、そうした問題を先送りして、今のような、信頼が得られていない、マーケットなどにおいても信用の得られていない状況を続けていけば、これはますます状況を悪化させることにもなってしまう。

この金融監督庁ができることによって、いわば金融行政というまんじゅうのあんこの部分はもう既に移ってしまったわけでありまして、ななざここであえてその皮の部分を残すことに躍起になろうとするのか。本来の、私自身大蔵省にいた者として考えますと、大蔵省の残った部分の信頼を取り戻すためにも、そして行政全体に対する信用を取り戻すためにも、むしろここははっきりと分けて、一日も早くそういう形で信用に足る新しい行政機関というものをつくるべきであって、今委員御指摘のように、一日も早い形で金融庁の発足、それを金融再生委員会という形で前倒ししてもやっけていくべきだと私たちは考えております。

○濱田(健一)委員 連立三党のときに、私たちが金融庁への早い移管というものを求めてまいりましたけれども、現在のスキームで当時の与党が合意をいたしました。

金融再生委員会の中に金融企画局の機能の破綻処理部分だけを移す、自民党の言うところと現在よりも進歩しているような主張があるとは思いますが、今論議している金融の新たな再生のためのスキームというのは、企画立案も含めてこれまでのありようを変えていくという意味合いが強い。まさにそこがポイントだと思っております。私の主張も今の委員の主張も合致する。やはり早くやって、今までのいろいろな問題が起きた部分をきれいな方向に進めていくという思いが一致していると思うのですが、そのように考えてよろしいでしょうか。

○古川議員 全く委員おっしゃるとおりでございます。

○濱田(健一)委員 次の点に行きたいと思っております。破綻前処理策は社会民主党も重要視しております。

す。経済の現状を踏まえるならば、政治の場で本
来この金融機関の破綻前処理策こそ集中して論議
されなければならぬ課題だからです。そのこと
が今現実的に行われております。貸し渋り対策、
健全な借り手保護、地場産業の育成、雇用対策な
ど、すべての党が最も緊急を要する課題として掲
げているものばかりでございます。

しかし、これまで何度も主張してきましたよう
に、金融機能安定緊急措置法の運用が現在によ
うな状況のまま放置されたり、今回の長銀のよう
に公的資金が不良債権の償却原資に充てられるとい
うのであれば、社会民主党は、長銀を含む金融機
関への新たな公的資金の投入には反対であると断
ぜざるを得ません。

マスコミ報道等によりまして、修正の方向で
も、金融機能安定緊急措置法については、長銀問
題を処理した後改正ないし廃止を検討するおつも
りのようでございますが、きのうも地元に戻りま
して、こういう言葉がございました。それでは
真つ先につぶれるような銀行の方が得をするん
です。国民の偽らざる声かもしれない、聞こ
えたとは言いませんが、声かもしれないという
ふうに承ってきたわけですが、そういう声にどう
答えるおつもりでしょうか。

しかも、改正の内容は、銀行が自主的に自己査
定し、引き当て率の実績を公表すると書いてあり
ます。社会民主党は、情報開示、完全な全部の情
報開示が必要だということに主張させていただい
ておりますけれども、当然のごとく、金融監督庁
による指導監督、これらが触れられていなければ
ならないわけでございますが、これらは一切触れ
ていない。これでは情報の開示は不徹底になら
ざるを得ないというふうに思います。

情報の全面開示は破綻前処理について不可欠の
前提であるというふうに思いますが、いま一度、
政府の見解はいかがなのか、お聞きしたいと思
います。

そして、破綻前の資本注入については、適用条
件の厳格化、佐々波委員会が審査基準というもの

を明確にしているわけですが、今までの審
議の中でも、それを適用していればほかに破綻
債務超過の蓋然性があるやなしやという論議を含
めて問題となっておりまして、政府としては、ど
うに条件として適用条件の厳格化というものが
考えられるか、もし御見解があったらお聞かせい
ただきたいと思っております。

○宮澤内閣大臣 今地元の声を御紹介しまし
たが、しばしば申し上げておりますけれども、長期
信用銀行は今度のリストラによって事実上消滅を
するわけでございます。それだけの社会的な制裁
を受ける。それにしても、やはりそれは吸収合併
によった方が社会的コストは少ないだろう。自分
が楽をするとか助かるという部分はこれについて
はございませぬわけでございますので、その点は
もう委員は御承知でいらつしやうと思ひますけれ
ども、なかなかそこが国民的にわかりにくい部分
であつて、私ども、もっと説明に努めなければな
らないと思つております。

それから、最後のお尋ねは……(濱田(健)委員
「適用条件の厳格化」と呼ぶ)その点はこの委員
会の御審議でも何度か御指摘がございまして、確
かに、審査基準あるいはその基本になりまして、部
分につきましても、はつきりそれがわかりますよ
うな責任のとり方、あるいははつきり、もとより正
事件があればその追及でございますが、そういう
ことはさらに明確になることが極めて望ましいこ
とだということ、この委員会の御討議の中で私
ども十分その点は肝に銘じております。

○濱田(健)委員 時間がもう二分ぐらいしかあり
ませぬので、途中の質問を省きたいと思ひます。
今、委員会の中で、破綻前処理、そして破綻後
のスキームをどのようにしていくかということ
を、本当のところ真摯に論議はしていると思ひま
す。しかし、どういふふうなスキームをつくり、
どういふ形で公的資金も、破綻前であろうと破綻
後であろうと必要な場合には使つていかなければ
ならないという論議はあるわけでございますが、
国民から見ると、自分たちの税金を可能な限り投

入するとしても、政府案、野党三党案、自分たち
の部分の相手の案よりもこれだけ、数字は出せな
いと思ひますが、こういう仕組みによつてより
少なくて済むのですよというこの主張といいま
すか、自分たちの税金、中身としては金融の再生
に使うわけですから建設的と言へるのかもしれない
せんが、国民の目から見て、やはり、より少ない
方がいいという考えがあるわけでございます。そ
その辺の政府案、野党案の主張といひますかポ
イントといひますか、それをお聞きしたいと思
ひます。

○枝野議員 では、野党案の方からお話をさせて
いただきます。
私どもの考え方は基本的には、どうやら国民
の皆さんの税金を使わせていただく部分を少な
くできるかという発想でつくらせていただいてお
ります。

例えば、金融機関が破綻あるいは破綻直前の状
況になったときに、今長銀に対して行つてい
るようなやり方をすることがいかに税金のむだ遣い
なるか。逆に、例えば私どもの特別公的管理、い
わゆる国有化スキームを使ひますと、株主の責任
をきちんと問えるという大きなポイントがござ
います。その銀行が破綻に近い状態であつた場合
その株主の本来の権利は限りなくゼロに近いもの
でございまして、そこに税金をつぎ込むなんとい
う話があつただけでも株主がぐんと上がつて、こ
れは株主の利益になります。これは国民の税金が
株主の利益に転化をされていくことであります。

私どもは、そうした株式を、きちんと整理清算を
していく過程の中では、時価で強制取用させてい
ただくという形で、本来負つていただく損失をき
ちんと負わせるというふうなスキームをつくつて
おります。

あるいはまた、経営者の責任ということ、例
えば長銀についてもさまざまなリストラ策が出て
おりますが、これが全く経営者の責任を問うよう
なものになつていないというのはもう国民の皆さ
んが御指摘をされておられるとおりでありまして、退

職金などというのを返還するというのはむしろ当
たり前の話でありまして、そこから先、これまで
の取締役としての、善良な管理者としての注意義
務に違反してきたからこそこつた破綻に近
いような状況になつてきているのが、破綻をする
場合の金融機関の一般でございます。

これは、むしろ、そういった従来の経営者に対
してきちんと法的に損害賠償請求等をできるよう
なスキームをつくらなければならぬ。そのため
には、従来の経営陣あるいは株主などときちんと
断絶をさせなければ、それれしらがらみを負つた
人間が自分で、天につばするやうな形で損害賠償
請求を徹底することはできないというふうと思つ
ております。

あるいはまた、破綻した金融機関の従業員の皆
さんの立場というものを、個々に考えますと大変
お気の毒な問題ではあります。しかし、中小零
細企業でこういった金融機関の不祥事の結果とし
て倒産を余儀なくされているところ、既にたくさ
ん出ているところの従業員の皆さんはまさに仕事
を失つたりしているわけでありまして、例えば長
銀のリストラ策を見ましても、ボーナスの半額
カットだなどという、一般の国民の皆さんから見
れば、ばかにしているのか、給料の間違ひじやな
いかというやうな話が出てきたりしています。

例えば国有化スキーム、特別公的管理をすれ
ば、その段階で一たん従業員の方を全員解雇
させていたでいて、その上で必要な人数を、公務
員並みとまで一氣にできるかどうかわかりませ
んが、賃金のベースを変えて再雇用した形で整理を
していく、そして清算をしていくということがで
きます。こういったものもろのコストを考えてい
きますと、圧倒的にまづはそういったスキームの
方がいいということが言えます。

そして、関連する諸手当て、例えば預金者の保
護あるいは健全な借り手の保護ということにお金
がかかります。これもダイレクトに、ストレート
にやつていく。つぶれかけている金融機関に無理
やりお金をつぎ込んで、生かして、その結果とし

て預金者や善良な借り手を助けるというやり方と、それよりも、善良な借り手や預金者の保護というところにダイレクトにお金を出すというところ、間接費用の分、ダイレクトにお金を出す方がコストは安上がりであるのは当然のことです。こういうことだから、私どもの方が圧倒的に国民の使う税金は少なくて済むというふうに考えております。

○宮澤國務大臣 長銀のリストラ計画を見ておりましても、それは随分難しいことになるわけですが、今のお話はいろいろ御議論中のこととさせていただきますから、あえて申し上げません。ただ、私どもも減資という問題は、これはやはりもう一つ真剣に考える方がいかなというところは思っております。

○濱田(健)委員 終わります。

○相沢委員 長 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

次に、笹木三三君。

○笹木委員 無所属の会の笹木三三です。質問を始めます。

金融再生のあり方をずっと議論をしているわけですが、野党案の場合ももちろんですけれども、与党案の場合であっても、金融界の流動化というか再編というか、あるいはつづいていく銀行、これから非常に可能性が高くなっていくわけですが、それで、そういったマイナスを補うようなプラスのメッセージというか、そういうものも同時に発信していく、これがどうしても必要だ。市場等が反応する、刺激して株価も押し上げることができるよう、そういった迅速な対応、政策が同時に出来る、それが望まれるんだ、そう思うわけですが。

例えば、前回は質問した折にお話をしました。スイスで、わずかな手数料収入で収益を上げていた銀行が七、八年で五強の中の一を占めた、これはノウハウとか人材を内外からたくさん獲得した、それが大きい、そんな話もさせていたいただきました。

そういう話で考えますと、例えば、日本の金融界が変わっていくというときに、内外の人材をしっかりと集めていく体制になっているか。いろいろな阻害要因がある。

よく年金制度のことも話題になります。年俸制、これは上場企業の場合には今普及率が九・八％と言われます。ただ、現時点でもまだ、年俸制にした場合には月給制の方に比べてボーナスに対する掛金という面で不利益がある。こういったこともいろいろ変える。しっかりと変えて日本の銀行、金融界に内外から人が集まるようにする。そういったこともできれば同時期にやっていく必要があると思うわけですが、そういったことについてはお考えを持っておられるのか。

あるいは、よく言われる規制緩和についても、携帯電話については二兆三千億円の効果があつたと言われる。地ビールのレストランが新しくできて、百七十億円の効果があつたと言われる。こういった規制緩和についても、よく言われるように、具体的な許認可件数はふえているのが現状ですが、情報通信の分野で、あるいは労働の分野で具体的にこれだけ減らす、しっかりとその同じ時期に発表していく、そういった政策がぜひ必要だと思っております。大臣の御意見をまず伺いたいと思っております。

○宮澤國務大臣 一般的に御説には賛成でございます。

携帯電話がよく引かれる例でございますけれども、統制を解除してみたら思わぬところに新しい企業が起る。殊にベンチャーキャピタルなどはそうだと思いますが、そういうことをしている企業と、新しい雇用、新しい需要というのは起こってまいりません。非常に必要なことだと思います。給与のことについてもお話ございましたが、これから外国からいろいろな意味での技術者、銀行にもございまして、それを導入する意味で、日本の給与体系とそれが必ずしも合わないかもしれない。そういうときには別の給与体系をつ

くりませんと外国から優秀なエキスパートが入ってこないという問題もございまして。労働市場の開放もございまして、たくさんしなければならぬことがあろうに私も思います。

○笹木委員 おっしゃるとおり、たくさんないといけないわけですが、ぜひこの法案の審議を通じて、その時期にそういったプラスの決定も決断すべきだ、しっかりとやっていただきたいと思っております。

野党案についても、これはよくハードランディングと言われます。私は、つぶすべき銀行はつぶす、これはいいと思いますけれども、その場合には、全体のマイナスを対してしっかりと今言ったプラスのメッセージを出していく。どういうことをお考えか。信用保証はもうよく聞いております。お考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

○鈴木(淑)議員 御指摘のとおり、金融機関が破綻したときは、特にハードランディングという形で早期処理をしようとか、破綻金融機関は市場から退出してもらおうというような場合は、さまざまなリスク、不安が発生する。私も野党三会派の案は、それに対応した手が全部入っていると私は思っております。

どういう分野でリスクが発生するか。主な分野は、申すまでもなく、支払い不能によって決済システムあるいは金融市場に支払い不能の連鎖で混乱が起きないか、これが最も最も緊急で最大のリスク。それから、二番目が預金者、長銀の場合は金融債の保有者も入りますが、この人たちの不安。三番目は借り手企業だと思っております。

最初の点が一番大事なわけですが、御承知のように、銀行業とかいうのは免許制でございますから、破綻が明らかになったときには、行政当局は、日本銀行と十分打ち合わせの上破綻処理のスキームを決めて、皆さんに不安が生じないようにすぐに公表することになると思うんですね。どういう取引は継続します、どういう取引は停止します、業務停止でどういうふうに畳んでいくんだ

と。そのときに一番大事なことは、日本銀行が日本銀行法第三十八条の無担保の特権で入っていくから、とりあえず支払いは全部日本銀行がバックアップして保証するから支払い不能の連鎖は起こしません、皆さん安心してくださいということをばんとする。

ここまでは政府も私も同じだと思うのですが、現行のスキームでやることは、我が野党案の場合、もう一つ入っております。そのときに、もし内外の金融市場などに不安がある場合は、日銀の特権だけじゃなくて、さらにその破綻した金融機関の株式を全額政府が買い上げるという形の公的管理に入るということもばんと発表する。これは二十四時間以内の処理でやる。そのことによって日銀の信用とあとは政府の信用と二つでバックアップするから大丈夫だということ、皆さんの不安を静めるという形になっております。

預金者や金融債の保有者、これはもう政府も私も同じ、今の預金保険制度でいける。それから借り手については、笹木委員おっしゃいましたように、政府は、プリッジバンクで公的資金をつぎ込んで借り手に融資すると言っているんですが、そんなことをしたら公的資金がかさんじやうし、行政コストもかかる。プリッジバンクなんかつくるなくたって、今あるインフラを使つて、すなわち五十二の信用保証協会、そこに対して再保険をする中小企業信用保険公庫という既に存在しているインフラを使って、そこに公的資金を入れることによって、借り手企業が別の健全な銀行に借り入れをシフトすることを信用保証で支援する。

御承知かと思いますが、信用保証の貸し出しというのは、銀行の立場から見ると、自己資本比率を計算するときのリスクレシオが低いですが、普通の貸し出しよりも自己資本比率を気にしている金融機関にとっては、これはウェルカム、歓迎すべき貸し出しであります。そういう意味からいっても、これによって借り手の不安を静めることができるというふうに考えております。

○笹木委員 関連してなんでもすけれども、いわゆる市場関係者と言われる方と話をしていますと、九七年から行われているエンゼル税制、ベンチャーに対して投資をする方に対する優遇税制、こういったことも、しっかりと理解されているかという、かなり理解されていない面があります。やりとりして、いや、それは実際的にはまだかなり足りない部分はあるけれども、あるよと言つても、ああ、そうだったのかとか、そんなこともあったりします。

何がお話ししたいかというと、マイナスのイメージが強いという時期に、例えばインターネット等で市場関係者に、日本としてやっている、ここ数年で取り組んでいる経済をプラスにする政策について、セットでもっとアピールしていく、これはもつとやらないと、かなり誤解に基づく結果になっているんじゃないか、そういうことを感じます。

それに関連してですけれども、前回、緊急経済対策特別委員会でも言いましたが、アメリカでは、一九九三年に制定されたGPR A、要は、政策を打つときに、経済的な波及効果ではあるものの、あるいは達成度、パーセントで示すもの、あるいは顧客満足度のアンケートで示すもの、例えば道路とか港湾だったら経済的な波及効果がどうなのかというのを政策の決定時に、その計算式の根拠も含めて公開をする。あるいは寝たきり老人、福祉の問題といった、寝たきり老人のパーセントを何%減らすことを目標にしてこの政策をやる。あるいは自然公園であったら、顧客満足によって、満足が図られているかどうかを検討して存廃も判断していく。こういった透明性のある政策評価によって例えば財政の出動も図るということであれば、今低金利なわけですから、そのことによって、むしろ国債を発行しても償還財源の確保につながることも十分あり得るわけで、この政策評価をしつかりと、その基準も計算式も含めて公開するんだ、金融再生案の議論のこの時期にこそ決断をすべきだと思っております。

もう時間が来ましたので、大臣と野党案の方に一言ずつコメントをいただきたい、そう思いいます。

○宮澤国務大臣 ベンチャービジネスの問題は冒頭に御提起になりました問題と関連しているわけでごいまして、税制などいろいろなやりやますが、どうも、確かに国民が余り知っていないしやらない。今度の予算編成でも、もう少しベンチャービジネスというものをいろいろに考えて、重点を置きたいと思っております。

それから、後の問題はコストとベネフィットの分析の問題でございしますが、しよつちゅう申しませけれども、なかなか思うようにまいりません。努めたいと思っております。

○枝野議員 委員御指摘のような政策評価のルールづくり、そして透明化というのは大変重要な問題であるというふうに考えておりますし、また、それにしつかりと踏み出していかれるかどうかということが、目の前の問題を解決できるかどうか、つまりあいまいにして、ごまかして責任の所在がわからないようにしてやってきたことを変えていかれるかが、まさに今の金融の問題の喫緊の課題でありますし、そこを変えていくことが経済全体を活性化していくことになるんじゃないかというふうに考えております。

○笹木委員 質問を終わります。この政策評価が、財政の投入をプラスに、直接的に、より影響が持てるようになると確信しております。お願いします。

終わります。

○相沢委員長 これにて笹木君の質疑は終了いたしました。次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案

債権管理回収業に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「この法律は」の下に「特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げる者が有する貸付債権をいう。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第一項に規定する金融機関

二 整理回収機構

三 信用金庫連合会

四 労働金庫連合会

五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

六 農林中央金庫

七 農林中央金庫

八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

十 水産業協同組合法第九十三條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十一 保険会社

十二 前各号に掲げるもののほか、政府関係金融機関又は特別の法律によって設立された協同組合若しくはその連合会であつて政令で定めるもの

第五條第四号中「その職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する」を「所属弁護士会の推薦を受けた」に改め、同条第七号中「貸金業の規制等に関する法律」の下に「(昭和五十八年法律第三十二号)」を加え、同号

ト中「三十日」を「六月」に改める。

第六條第二項を削る。

第七條第二項を削る。

第十二條ただし書を削る。

第十八條第二項中「広告をするときは」の下に「債権の回収の確実性その他法務省令で定める事項について」を加え、「その他の」を「を」し、又は著しく」に改め、同条第三項中「保証人」の下に「(以下この条において「債務者等」という。)」を加え、「この項において」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 債権回収会社は、その業務を行うに当たり、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

5 債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であつて利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条第一項に定める利息の制限額を超える利息(同法第二条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む)の支払を伴い、又はその不履行による賠償額の予定が同法第四条に定める制限額を超えるものについて、債務者等に対し、その履行を要求してはならない。

6 債権回収会社は、債務者等に対し、貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業を営む者から金銭を借り入れて債務を弁済することをみだりに要求してはならない。

7 債権回収会社は、債務者等の親族又は債務者等が雇用する者その他の債務者等と密接な関係有する者として法務省令で定めるものに対し、債務者等に代わつて債務を弁済することをみだりに要求してはならない。

8 債権回収会社は、債務者等が特定金銭債権に係る債務の処理を弁護士に委託した場合においてその旨の通知があつたときは、正当な理由がないのに、債務者等に対し、訪問し又は電話をかけて、債務を弁済することを要求してはならない。

第二十二條第二項中「第六條第一項」を「第六

条」に改める。

第三十条中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第三十一条第二項中「第六条第一項」を「第六条」に改める。

第三十四条第二号中「第十二条ただし書の規定による承認を受けないで」を「第十二条の規定に違反して」に改める。

第三十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、同条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 第十八条第一項の規定に違反した者

七 第十八条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

八 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載していない委任状を取得した者

附則に次の一条を加える。

(検討)

第七条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとし、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。